

## 平治の乱における源義朝謀叛の動機形成： 勲功章と官爵問題を中心に

Furusawa, Naoto / 古澤, 直人

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / 経済志林

(巻 / Volume)

80

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

129

(終了ページ / End Page)

187

(発行年 / Year)

2013-03-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008648>

# 平治の乱における源義朝謀叛の動機形成

## — 勲功賞と官爵問題を中心に —

古 澤 直 人

### 問題の所在

平家物語諸本はその冒頭で、平清盛の先蹤となる「たけき者」を異朝と本朝の両者について列挙し、本朝の近き例としては、将門、純友、義親、信頼の4人を例示する。近刊の『延慶本平家物語全注釈』は、最後の信頼は（清盛に）もっとも近い時代の叛臣としてしばしば引かれることを指摘し、「昔悪右衛門督カ三条殿ヲシタリケル様ニ火ヲ懸テ人ヲ皆焼殺サムトスル」という三条殿焼き討ちにかかわる記述を例示している（同書2005,p.64）。三条殿焼き討ちは平治の乱の発端となった事件である。この軍事クーデターを実行した反乱軍の実質的武力の中心は源義朝である。平治の乱は政治的背景としては、後白河天皇譲位後の（後白河）院政派と（二条）親政派の対立と保元の乱後の武士台頭等を前提に、人間的には反乱軍の中心とされる信頼と義朝、クーデターの対象となり殺害された信西（藤原通憲）、さらに、反乱鎮圧の中心となった清盛、以上の4人を軸にして記述されてきた。平治の乱については、保元の乱と違って『兵範記』のような古記録史料に乏しく基本的な史料がきわめて少ないため、比較的記述の詳しい『愚管抄』を中心に、軍記物語の『平治物語』を参考にする形で叙述されてきた。こうした史料的制約のもとに、乱の説明は、比較的定型的な枠の中で説明されてきたと判断される。いわゆる通説である。

そうしたなかで、1980年代以来この通説を次々に否定し、とくに2004年以降、数多くの新見解を一般書で公にされてきたのが元木泰雄氏である。現在一般的には旧来の通説にかわる大きな影響力を有しているものと推察される。2002年の河内祥輔氏の『保元の乱・平治の乱』における新説とあわせ、平治の乱の記述は、安易に通説に依拠できない状況となっている。

本稿は筆者の謀叛研究の一環であるが、直接には、近時、平治の乱について考えるべき機会があり<sup>1)</sup>、その過程で、当初、依拠すべき著作として、元木氏の関連業績を参照したこと、さらに2012年度に入り、信頼、義朝の謀叛に関して、信頼が「義朝を従属させていた」という元木氏の見解（元木2012, p.54）に接し、大きな刺激を受けたことがきっかけである。この刺激を契機として、こうした論点が生まれた経緯を元木氏の過去30年近くにわたる関連諸業績と、関連諸史料を精読し直すことで探ってみた。あらためて教えられることもあったが、それ以上に、研究史の取り扱い、論証過程、結論に多くの疑問を感じないわけにはいかず、これらの疑問を元木氏および同学諸兄、さらに一般読者にはからざるをえないと強く感じたことが本稿の成稿理由である<sup>2)</sup>。

以上の成稿経緯から、本稿の課題は、第1は元木説の是非の検証にあり、第2は義朝の謀叛の動機形成そのものの検討にある。考察の手順としては、第一章で元木説の概略をおさえ、二、三章で朝廷への反乱に対する勲功賞・官爵授与問題の考証をつうじて第1の課題を検討し、四章で第2の課題、即ち義朝の謀叛の動機形成そのものを分析していくことにしたい<sup>3) 4)</sup>。

1) 所属先2013年度分講義で20年ぶりに「平治の乱」を取り上げるべく、2012年初頭から準備し、その過程で近年の研究成果をその典拠にあたって検討し直したのが直接の契機である。

2) さらに検討の過程で、歴史叙述や実証主義の問題に関して、種々の発見があったことも、本稿・別稿（Ⅱ，Ⅲ，以下この区別で示す）を発表する（副次的な）理由である。

3) なお、以下の検討における主要史料の出典と表記を例示しておく。考察の基本となる第一の史料『愚管抄』は、『日本古典文学大系 愚管抄』（岡見正雄・赤松俊秀校注、岩波書店、1967）による。本稿における引用は読みやすきをはかり、片仮名を平仮名に改めた。本文中では岩波古典文学大系本から該当ページのみを記した。『平治物語』についてはやや複雑である。①新日本古典文学大系『平治物語』（岩波書店、日下力氏校注、1992）から引用する

## 一 元木氏の義朝論，とくに保元の乱後の恩賞評価の検証

### 1 乱後恩賞に対する義朝の不満の否定

元木氏による平治の乱に対する最初の言及は、1985年の日本史研究会大会報告「院政期政治史の構造と展開」に遡る。そこでは平治の乱は結局は、4者（信西、清盛、信頼、義朝）の抗争となったと把握されていた（元木1986, p.70）（圈点－古澤，以下とくに断らない限り同じ）。

しかし、その3年後に発表された「保元の乱における河内源氏」において、保元の乱の論功行賞において、「清盛以下平氏一門を優遇したのに対し、一族を犠牲にししながら奮戦した義朝を冷遇・抑圧したと考える通説的理解がある」が、「かかる見解は妥当なものとは考えられない」（元木1988,

---

場合は『平治物語（陽明本）』あるいは『平治物語（学習院本）』として、巻毎の底本を区別して表示し、新大系本の該当ページをそのあとに記した。②岩波古典文学大系『保元物語、平治物語』（永積安明・島田勇雄校注，1961）から引用する場合は、本文では『平治物語（金刀比羅本）』として同書の該当ページを掲げた。③なお、近世以後最も流布した流布本によった場合は『平治物語（古活字本）』として、これを所収した②の該当ページを記した。文脈から明白な場合、単に「金刀比羅本」「古活字本」と記した。なお①の「陽明本」「学習院本」をあわせて、②金刀比羅本、③古活字本などの「後出本」と区別する場合は、①『平治物語（古態本）』あるいは「古態本」と表記し『平治物語（後出本）』、「後出本」と区別した。両者を区別しない場合は単に『平治物語』と記した。以上、『平治物語』諸本の異同については、②の解説（pp.16-41）に詳しい。『本朝世紀』『百練抄』『日本紀略 後編』『扶桑略記』『帝王編年紀』『類聚符宣抄』『本朝統文粹』は新訂増補国史大系第9, 11, 12, 27, 29下（11のみ2000，他はいずれも1999新装版）による。『吾妻鏡』も新訂増補国史大系（普及版，1979）による（以上，大系と略し巻数と頁数のみ掲げる）。『兵範記』『山槐記』『中右記』『左経紀』（矢野太郎校訂，1934～1936）は、いずれも（1965）『増補史料大成』〈臨川書店〉による（以上，大成と略し，巻数と頁数のみ掲げる）。『玉葉』は宮内庁書陵部編『圖書寮叢刊・九条家本 玉葉』（1994～）による。『尊卑分脈』は『分脈』と略記し、『公卿補任』は『補任』と略記し，それぞれ国史大系の巻数と頁数によって引用を示す。その他の史料は随時，注記することとする。

- 4) 本稿はその意味で平治の乱を正面から全面的に論じようとするものではないが、信頼に焦点を当てた謀叛の動機形成とそれにかかわる問題については別稿Ⅱで検討した。この形式をとった理由の一端は上記のごとく主題に関して現在元木氏の所説がきわめて大きな影響力もつと想定しているためである。なお、元木氏の対立説批判の問題性については、別稿Ⅲでも触れた。あわせてご参照願いたい。

p.115) とする新説を提示された。ここで提示された新たな論点は、以後の4半世紀に及ぶ氏の立論および本稿課題にかかわる認識においてきわめて重要な位置を占め、高橋昌明氏(2007, p.22)、本郷和人氏(2012, p.184)など多くの研究者によって、支持されている認識であると思われる<sup>5)</sup>。よって十分慎重を期して検討したい。やや煩雑な考証になることを懼れるがしばらくおつきあい願いたい。まず、該当する中心的な記述⑦をそのまま引用して示す。(なお説明の便宜のため、該当部分の冒頭に⑦<sub>1</sub>、⑦<sub>2</sub>などの符号を付した。後文で当該部分を指し示す場合、注のように文の後ろに括弧付き(例えば(⑦<sub>1</sub>)など)で示した。以下同じ。)

⑦ 保元の乱の論功行賞において、とりわけ⑦<sub>1</sub>重い恩賞を与えられたのが清盛と義朝の二人であった。⑦<sub>2</sub>清盛は、受領の最上位として将来の公卿昇進をほぼ約束された播磨守を与えられ、⑦<sub>3</sub>さらに昇殿・叙位などの勲賞は弟・子息にも及んでいる。これに対して⑦<sub>4</sub>義朝は、ただちに昇殿を聴され、右馬権頭(のち左馬頭)に任じられたほか、続いて⑦<sub>5</sub>下野守重任、従五位上への昇進等を認められている。こうした措置について、⑦<sub>6</sub>清盛以下平氏一門を優遇したのに対し、一族を犠牲にしながら奮戦した義朝を冷遇・抑圧したと考える通説的理解がある。しかし、かかる見解は妥当なものとは考えられない。

⑦では保元の乱後の恩賞に関する事実関係が取り上げられ(⑦<sub>1</sub>、⑦<sub>2</sub>、⑦<sub>3</sub>、⑦<sub>4</sub>、⑦<sub>5</sub>)これに対する通説(⑦<sub>6</sub>)と通説への疑問が提起されている<sup>6)</sup>。すでに触れたように、この点こそが、元木氏の(平治の乱や義朝に

5) 例えば高橋昌明氏は、「恩賞が清盛に厚く、義朝にうすかったという昔からの意見がある。義朝は左馬頭に任ぜられたが、薄いという評価は彼の乱以前の地位からすれば見当違いである。」(高橋2007, p.22)としている。本郷和人氏も「乱の後に義朝は左馬頭に任じられます。かつては、これはたいした褒賞ではない、といわれてきました。三カ国を獲得した平家一門(清盛が播磨、弟の経盛が安芸、頼盛が常陸)を滅んだ義朝は、清盛の打倒を目的として平治の乱を起こした、と。現在ではこの考えは却けられています。」(本郷2012, p.148)と記されている。以上の指摘などは元木説によったものだろう。

関する) 議論が、以後迷路に迷い込んでしまった分岐点であったように思われる。

正確な検討のため、㉞)に続く記述をそのまま引用した上で議論したい。

① ①<sub>1</sub>恩賞の多寡を考える場合、それ以前の立場・地位を考慮せねばならないのは言うまでもないだろう。父忠盛が内昇殿を聴され正四位上刑部卿にまで栄進し、自身も乱以前に正四位下で大国安芸の国守となっていた①<sub>2</sub>清盛にとって、より大国である播磨守への遷任は穏当な処遇であり、また①<sub>3</sub>共に参戦した一族にも恩賞が与えられるのも当然のことと言える。これに対し、①<sub>4</sub>義朝の官位は元来従五位下下野守

- 
- 6) ㉞。「通説的理解」の典拠としてあげられた(注73)の文献について、参照ページも示されていないため、典拠となる記述内容の検索で大いに難渋した。挙げられた飯田悠紀子氏と五味文彦氏の著書を何度読み返しても、㉞)にかかわる記述がきわめて希薄で、典拠とされた理由がまったく分からなかったからである。1979年に刊行された飯田悠紀子氏の『保元・平治の乱』は、新書ではあっても、極力出典明記に努力された跡がうかがえ、多くの史料を引用しつつ論じられた要をえた新書で、1988年に刊行された五味文彦『鎌倉と京』も信頼されたシリーズによる当時最新の通史記述であった。その意味でいう限り両書を「通説」典拠に挙げること自体は問題はない。だが、元木氏は本文㉞)の圈点部が意味する「通説」の典拠として両書を挙げているのであって、この点で、指示された飯田氏の著作p.152-153には、傍線部にかかわる記述は、「撰関家の爪牙たる源氏が抑圧され」(p.152)、と「義朝が保元の乱で父や弟たちをすべて失ったのに比べ、清盛一族は(下略)」(p.153)というわずか2箇所のみである。五味氏の著作の場合も、「平氏は播磨(清盛)・安芸(経盛)・常陸(頼盛)・淡路(教盛)の四ヶ国を得ており、源氏の義朝が下野守のまま左馬守となったにすぎない」とはきわめて対照的である。」という記述がみられるにすぎない。傍線部の典拠になぜ両書が挙げられたのか理解に苦しむところである。元木氏が「通説」を云々される場合、一般向けの著作においては、その性格上典拠明記が少ないことは理解できないわけではない(ただし上記の飯田氏は工夫し、可能な限り挙げている)。しかし、注に示された論著が、元木氏の主張の論拠となる理由が理解不能である典拠表示が、学問的著述においても、頻繁に見られる(別稿Ⅱも参照)。筆者は当初、元木氏が手近な通史叙述を挙げて、本文と内容を照合されなかったため、典拠と本文の不整合をきたしたと推定したのだが(別稿Ⅱ参照)、それが頻繁であるので、あるいは、関係する研究史をきちんと読み込んでおられないか、すっかり忘却されているという可能性をも想定せざるをえなくなった。この㉞)についていうならば、別稿Ⅱ表1の竹内理三や田中稔の岩波講座論文でかなり取り上げられており(竹内『武士の登場』でもよい(竹内2004, pp.393-394))。研究史上の位置づけや、元木氏の記述内容㉞)④から推せば、元木氏が対決すべきだったのは、竹内らの学説(に結晶したところの近代歴史学の通説そのもの)だったものと愚考する。この点に関しては、別稿Ⅱも参照されたい。

にすぎず、それも乱直前に漸く受領の末席を占めた状態であった。

㊦しかも、㊦<sub>1</sub>その父為義や弟たちの死も謀叛人として処刑された結果に他ならず、㊦<sub>2</sub>義朝にとっては不名誉な事態でしかなかったのである。かかる義朝が、㊦<sub>3</sub>院近臣が数多く任じられてきた重職左馬頭に任じられ、さらに㊦<sub>4</sub>河内源氏始まって以来の内昇殿を聴許されたことは、㊦<sub>5</sub>破格の恩賞と言わねばならない。(中略)したがって、㊦<sub>6</sub>恩賞面の隔差(ママ)を不満として、㊦<sub>7</sub>義朝が清盛に対する敵愾心を抱いたと考えることは困難である(元木1988, p.115)。

㊦では、保元の乱後の恩賞について、恩賞の多寡を評価する場合、乱以前の地位との比較から考えるべきで、清盛恩賞については「穏当な処遇」であり(㊦<sub>2</sub>)、参戦した一族への恩賞も「当然」(㊦<sub>3</sub>)とされ、さらに乱前の義朝の相対的地位の低さを指摘されたのである(㊦<sub>4</sub>)。

しかしながら筆者は、第1に、通説が義朝と平家一門との恩賞の多寡あるいは高下を、単純に比較しただけの性格のものだったとは考えておらず、また第2に、㊦<sub>1</sub>の勲功賞が勲功以前の官爵と相即するという論点)は、勲功賞については必ずしも成立しないと推考するのであるが、この点は二、三章で詳しく考証するのでここではその点には立ち入らない。

ただちに問題となるのは続く㊦の部分である。ここで、源氏一族の処刑理由が、義朝の名誉を傷つけるもの(=「謀叛」)であり(㊦<sub>1</sub>、㊦<sub>2</sub>)、(それにもかかわらず義朝が)院近臣が多数任じられた重職左馬頭に任官し(㊦<sub>3</sub>)、内昇殿も許された(㊦<sub>4</sub>)ことを、「破格の恩賞」(㊦<sub>5</sub>)と評価し、この評価を前提に、恩賞への不満を理由とした義朝の清盛への敵愾心、ひいては、平治の乱の遠因たることを否定されたのである(㊦<sub>6</sub>、㊦<sub>7</sub>)。他の記述も含め、一般化して示せば、保元の乱後の義朝に関する、義朝冷遇 <(義朝の)恩賞への不満> <(義朝の)清盛への敵愾心>を否定したと要約できる。

## 2 恩賞問題に対する元木氏の見方の特色

㊦の記述（とくに㊦<sub>1</sub>、㊦<sub>2</sub>とその前後）についていえば、研究史上かなり独自の解釈であって、当該期の通説を形成してきた論者たちといちじるしい違いを示している。

例えば、竹内理三は「源義朝は平氏一門よりもはるかに力闘して、勝利の原因を作った。勝因となったのは清盛ではなく義朝であった。にもかかわらず…（中略）…父の助命をぎかれず、一家壊滅に近い打撃をうけたことによって深い不満を抱いた」と記述している（竹内1962/1999, p.230）。

上横手雅敬氏は、「勝利に導びいた殊勲者は義朝である。そのうえ彼は父為義をはじめ、幼い弟たちまで、多くの肉親を切ることを迫られ、一族の大半を失った（上横手1969/1997, p.76）と記述されている。

田中稔は、「源義朝はその戦功にもかかわらず父為義を斬ることを要求され、また恩賞面でも平清盛に及ばなかった。」（田中1976/1991, p.10）と記している。

橋本義彦氏は「源氏の棟梁、義朝は保元の乱に大功を立てたにもかかわらず、父為義以下一族の処刑を阻むことができず、大きな痛手を被って平氏の優位をもたらしたので、勢力挽回の機をねらっていた」<sup>7)</sup>と記されている。

つまり古典学説は父為義以下一族の処刑について、（その命に容易に従いがたい）義朝の立場に即した理解をおこなっている。父子不仲を前提としてもなお、父兄弟を斬ることへは抗いがたい葛藤があるという理解にもとづくものであろう<sup>8)</sup>。

しかし、この処刑問題にかんする元木氏の理解は、貴族社会の常識からみる〈外在的〉ないしは〈客観的〉なものであり、父兄弟を斬る葛藤より

7) 橋本義彦氏『平安時代史事典』平治の乱の項目の記述による。

8) この点は、たんに古今の人間存在あるいは人間理解の共通性という大前提だけでなく、『平治物語』の記述にもそったものである（新大系本, pp.98-116, 大系本, pp.142-161）。

も父らが謀叛人として処刑された義朝の「不名誉」という社会的評価が前面に出ている。この〈客観性〉は、「義朝には為義一族を葬り去ることで、長年にわたる河内源氏の内紛を克服し、嫡流の地位を確立するという大きな利点も存した」（元木2011a, p.163）と評する記述態度によくあらわれている。人間存在の不条理さよりも、〈嫡流を確立する〉という目的合理的で客観的な見方が特色と考えられる。こうした外在的記述態度は、元木氏による義朝への恩賞問題理解の全体に及んでいて、別言すれば、貴族社会の当為に即して義朝恩賞問題をみているとも言う。乱後恩賞問題にかんする元木氏の視点は、現在にいたるまで一貫して、それは次の㊥のような近年の記述にもよくあらわれている。

㊥ 義朝は㊥<sub>1</sub>当初右馬権頭の兼任と河内源氏初の㊥<sub>2</sub>内昇殿を許された。従五位下下野守という受領の末席に近い地位にあった彼には、㊥<sub>3</sub>これでも十分な恩賞であるが、不服を申立てるとただちに左馬頭の兼任に変更されている（元木2012a, p.42）。

㊥の記述によくあらわれているように、元木氏は「右馬権頭」（㊥<sub>1</sub>）「内昇殿」（㊥<sub>2</sub>）という恩賞を「これだけでも十分な恩賞」（㊥<sub>3</sub>）と〈貴族社会の当為の高み〉から客観的に評しているのである。さらにわかりやすく言いかえれば〈義朝の恩賞は（先例・経歴・常識等々に即して）十分に考慮の上、優遇（決定）したのだから、義朝が不満を持つことなどありえない〉と言うわけである。

たしかに、天仁元年（1108）源義親追討後の一族内紛を経て河内源氏を継いだ為義は、14歳で左衛門少尉ついで検非違使となったものの、鳥羽院の勅勘さらに解任にもあい、無官の期間が長く、また位階も長い間6位のまま、父祖同様の陸奥守を望んでも許されぬ沈淪ぶりであった<sup>9)</sup>。義朝

9) 『分脈』㊥, p.289, 大森金五郎1923, p.368, 竹内理三2004, pp.241-242, p.353, 遠藤元男1966, pp.122-128, なお遠藤1966, pp.283-333の「源氏・平氏対照年表」が当該問題を概観するのにすこぶる便利である。安田元久1974, pp.123-124, pp.138-140, pp.225-226も参照。

も若いときのキャリアも不詳で、おそらく無位無冠の「御曹司」として関東で活動した後上洛し、鳥羽院の人脈で左馬允、兵衛尉をへて、仁平3年(1153)31歳で従5位下野守となった。翌々年には右馬助<sup>10)</sup>の官職も得て父祖の官職によりやく近づきつつあった状況であった。

一方平氏といえば、正盛が源義親討伐の勲功賞として因幡守から但馬守に遷任して中央政界に登場して以後、丹後守、備前守、讃岐守を歴任し、位階も累進して従4位下にいたり、その子忠盛も為義と同様の官職でキャリアをはじめながら、内昇殿を得て官爵とも累進し、播磨守、備前守、伊予守、刑部卿らを歴任して位も正4位上、一族とも官爵の榮に浴していた<sup>11)</sup>。清盛はやや特殊だが、12歳で従5位下左兵衛佐でキャリアをはじめ、2年後には従5位上に上階している。こうした約半世紀の歴史だけに注目すれば、上記④⑦⑨の評価ももっともなごとも思われよう。

### 3 右馬権頭および左馬頭について

さて、義朝が恩賞として与えられた右馬権頭(のち不満により左馬頭へ転任)とは、どのような官職であったのかを確認しておきたい。

森田悌氏・佐藤健太郎氏による馬寮にかかわる研究によって、馬寮官人の概略を示しておく。

馬寮官人の4等官の内、頭のみが従5位上相当の通貴=貴族的官職で、助以下は6位以下だったが、平安初以来の治安維持官としての重要性が官位相当の上昇をもたらし、頭、助は原則として5位以上の貴族的官人が登用された(森田1970, pp.93-94)<sup>12)</sup>。ただ貴族的官人と言っても、しばしば武略に長じた者や天皇の側近者<sup>13)</sup>が宛てられ、時代が降っても馬寮頭には

10) 『分脈』⑨, p.290および前脚注所掲書参照。義朝は『兵範記』久寿2年2月25日条によれば「右馬助〈兼下野守〉」に任じられている。

11) 『分脈』⑨, p.28, 遠藤元男1966, pp.283-333の「源氏・平氏対照年表」を参照されたい。

12) 佐藤健太郎氏によれば、〈頭〉について「宇多朝以降には藤原氏と源氏からの登用に限られてゆき、とくに源氏からの登用がめざましく、〈助〉も「しだいに藤原氏・源氏からの登用に偏っていく」とされる(佐藤2004, p.36)。

武略があって然るべきと言う考え<sup>14)</sup>が存在していたため、源平両氏を典型とする中流武門貴族が一般の貴族出(身)者を抑えて、頭・助への任用が著しくなった。そして「清和源氏の嫡流は殆んど例外なく代々馬寮の頭・助に補任されている。」と指摘されている(森田1970, pp.94-95)

近年の木下聡氏の研究でも、「経基王・源満仲父子が左馬頭(ママ)になり、以降はそれを由緒とした」ことが指摘され、木下氏は『分脈』によって、清和源氏の左馬頭・助任官の一覧表を提示されている(木下2011, pp.12-34, とくに, p.12)。義朝は久寿2年(1155)に右馬助を兼任していたので<sup>15)</sup>、その意味においても、官職のみ取り上げれば、「右馬権頭」任官はきわめて順当な処遇だったものと思われる。

森田悌氏・木下聡氏の研究を参照しつつ、馬寮で、「助」「允」を経験して「(権)頭」に任官した清和源氏先例をみると、満仲(左馬助→左馬権頭)、義家(左馬允→左馬権頭)、が挙げられる。(左右馬)(権)頭でいえば、経基王、頼光、頼国、頼信、義家、義政、景泰らが該当する。義朝の「右馬権

13) 佐藤健太郎氏は馬寮官人の薨卒伝残存27例の検討から、「武略に長じた」という特徴よりも、「天皇の側近」が多い(13例)とされ、馬寮が皇親の拠点となったという吉川敏子説((1991)『古代国家における馬の利用と牧の変遷』『史林』74-4)に賛意を表されている。

14) この点でも、佐藤健太郎氏は森田説を批判され、「馬寮にみえる源氏は、武力を有する清和源氏よりも貴族的な嵯峨源氏・光孝源氏・宇多源氏・醍醐源氏などの方が多くである。したがって、武略に長じていることは馬寮官人にとって必要ではなかった」(同2004, p.41)とされている。ただ、10世紀後半以降の問題については、佐藤氏は議論の対象とされておらず、本稿では、10世紀後半以降については森田説に従っておきたい。

15) 木下聡氏は、本文で言及した表1の『分脈』による左右馬頭・助(2011, pp.13-16)で、おそらく『分脈』の記載どおりに、義朝の馬寮の官職任官として、左馬允と左馬頭のみをあげておられるが、『兵範記』によって、右馬助(『兵範記』久寿2年2月25日条)、さらに右馬権頭(『兵範記』保元元年7月11日条)が確認できる。この一事から類推すると、左右馬寮の「助」以下について、『分脈』には抜けが多い可能性があり、他の清和源氏も実際には左右馬寮のとくに「助」「允」には任官している例が多かった可能性を想定すべきだろう。また、満仲について、馬寮の「助・允」任官については、『分脈』でも掲出場所と諸本によって、表記はバラバラである(㊦, p.62では「左馬権助」「左馬允」とするが、p.221では「左馬権助」「右馬允」とする。また、p.62の「左」馬允では、「前田家所蔵脇坂氏本」等異本3本では、「右」とする)。「左」と「右」は本来誤りやすいから、左右の表記については、『分脈』によるかぎり厳密には考えられない。貴重な成果であることを前提にしての問題なのだが、木下氏は、こうした表記の異同にはあまり注意しておられないように思われるので、その点、表の利用には一定の留保が必要である。

頭」への任命についていえば、元木氏の言われるごとく「<sup>㊦</sup>近臣が数多く任じられてきた重職」という点を強調するよりも、清和源氏の先途を考慮したものと考えた方が適切であろう。

以上の左馬頭等にかんする研究とその内容理解を前提にすると、<sup>㊦</sup>の「内昇殿」の評価についても筆者はただちに支持することは躊躇される<sup>16)</sup>。<sup>㊧</sup>の「破格の恩賞」についていえば、馬寮「(権)頭」への任命が清和源氏で上記の9人に及んでいることを前提において、義朝が「馬助」に任官していた官歴、さらに、義朝の保元の乱での戦功第一を考えあわせると、官職面に限定してみれば、「順当」な論功行賞であったと評価するのが、さしあたり妥当なものと思われる。

『本朝世紀』を撰し<sup>17)</sup> 歴史・故実に通暁した藤原通憲(信西)が、保元の乱後の恩賞決定に関与していたと仮定すると、義朝の恩賞が「右馬権頭」という、故実に即した恩賞だったのは理解しやすいことである。

この義朝をめぐる恩賞評価について考えるために、「破格の恩賞」と称しうる勲功賞の歴史的な脈(とくに「先例」)について、章を改めてやや詳しく検討しておこう。

16) 義家は「院昇殿」に止まっているが、『分脈』(㊦, p.185, pp.222-223)の注記を信じれば、頼信にも頼義にも「内昇殿」の記載がある。元木氏にあっては頼信を「河内源氏の祖」(元木2011, p.11)とされているので、頼信以降は、河内源氏の武士と判断されていると考えてよからう。しかし、頼信については、『分脈』「内昇殿」の割注にさらに「自河内守昇殿」と具体的に記され(『分脈』㊦, p.223)、簡単には否定できない記載と思われる。ゆえに、義朝の「内昇殿」が河内源氏はじめて以来とされる点については異説の入る余地がある。この点星野恒は、『分脈』の頼光・頼信にかんする「内昇殿」の記載を疑っているが、その否定の根拠(上皇聴政時)は疑問がある(星野1909, pp.137-138)。渡辺保は『分脈』の記載に従っている(渡辺1955, p.48)。合理的に解釈するためには、頼信らを武士と解すること自体を問題とし、その中流貴族という側面を重視するべきなのかもしれない。あるいは古瀬奈津子氏の言われる「近臣」「近従者」「侍人」という「天皇と臣下の私的關係」で昇殿が「律令制の官僚機構」とは異なるという点を考慮するべきかもしれない(古瀬1987, p.415)。ただし、この点はあまりに基礎的なことなので逆に自信がない。私の無知ゆえの誤解とも思われ、平安時代史研究者あるいははしかるべき古代中世史研究者には常識に属することなのかもしれないと懼れる。記して識者のご教示をまちたい。

17) 橋本義彦(1976)「本朝世紀解題」『平安貴族社会』, pp.412-443参照。なお信西による源氏抑圧云々の議論はここでは立ち入らない。

## 二 「破格の恩賞」の先例——平正盛、頼義、頼信への勲功賞

### 1 源義親追討に関する平正盛への恩賞例

「破格」の恩賞という評価をする場合、その比較対象として前提とすべき勲功賞の候補は、ただちにいくつか想起される。3例ほど見てみたい。

まず、源義親追討事件について検討する。最初に、安田元久の記述をもとにして事件を簡単に紹介しておく。

義家の第2子である源義親は左兵衛尉を経て対馬守となったが、在任中人民を殺害し、貢物を押領したため、康和3年(1101)、大宰大貳大江匡房の訴えにより追討をうけることとなった。この追討使に義家の使者も同行し、義親を召還しようとしたが、義親はこれに応ぜず、かえって追討の官使をも殺害した。その翌年、捕えられて隠岐に配流された。しかし、やがて嘉承2年(1107)に出雲に渡り、目代を殺し、財物を奪うなどの濫妨をくり返した。ここにおいて朝廷は、因幡守平正盛を追討使とし、義親追討を命じた。正盛は翌年(1108)1月6日、義親を誅殺してその首を京にもたらし、これを梟首した。この討伐の功により、また、正盛ならびに白河上皇以下の宣伝活動が加わり、凱旋した正盛が大いにその武勇の名を高めたが、一方で義親追討の真偽が疑われ、これ以後も義親と自称する者の出現や義親生存の風評が続いた<sup>18)</sup>。

この義親追討後の正盛への恩賞が天下の耳目を驚かせるものだったことは、古くから指摘されている<sup>19)</sup>。だが、筆者の判断によれば、恩賞の決定過程と人々がその結果に驚いた事情にはあまり注目されてこなかった側面がある。この恩賞の決定過程は、右大臣として事件の処理にあたった藤原宗忠の日記『中右記』に詳しい。概要はおおよそ以下のとおりである。

18) 以上、主に『国史大辞典』「源義親」(安田元久執筆)よりの引用・要約。

19) 例えば、大森金武五郎1923, pp.325-338, 龍肅1962, pp.124-128, 安田元久1966, pp.166-170, 高橋昌明1984, pp.83-97など。

追討使平正盛からく1月6日義親と従類5人を斬首し来月上旬上洛予定との報告があり、これにもとづいて(白河)院から<「内々」に議定せよ>との仰せがあり、次の議定が行われた。

〔史料A〕(『中右記』天仁元年1月19日条(㊦, p.317))

新源中納言(基綱)被<sub>レ</sub>申云、「首入洛事、任<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>檢非違使<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>請取<sub>一</sub>。①是貞任・師丹等例也。於<sub>二</sub>勸賞<sub>一</sub>者、尤可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行也。②有<sub>二</sub>非常事<sub>一</sub>有<sub>二</sub>非常功<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>此事也。」下官(宗忠)申云「勸賞之条、同<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>源中納言<sub>一</sub>。③蒙<sub>二</sub>追討宣旨<sub>一</sub>、必可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>勸賞<sub>一</sub>也。但首入洛之間事、以<sub>二</sub>檢非違使<sub>一</sub>請取之事、諒闇中可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其儀<sub>一</sub>歟、且可<sub>二</sub>準拋<sub>一</sub>例、問<sub>二</sub>官・外記<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>量行<sub>一</sub>歟。(下略・以下の公卿の意見は大略同じ)

議定の論点は2つで、①義親の首の請取手続き、と②勸賞(の有無・程度)であった。新源中納言基綱が、(前九年合戦時の)貞任ら<sup>20)</sup>の例にもとづいた勸賞実施を主張し(①)、<「非常事あらば非常の功あり」というのはこのようなことをいうのだ>(②)、と意見を述べた。宗忠は、勸賞についてこれを支持し、<追討宣旨を蒙って(追討を実施したら)必ず勸賞あるべきである>(③)との意見を提示した。ただ、首の請取手続きは(亡き堀河天皇の)諒闇中であり、通常の手続きに従うべきかを官・外記に調査させることを主張した。同年1月23日条によれば、<除目以前に先ず急事により陣定あるべし>としてまた議政官に召集がかかり、義親の勲功賞について急ぎ定め申すべきことが仰せられ、僉議がおこなわれている。公卿の意見内容は大略同じであったとして、『中右記』は次の記事を載せる。

〔史料B〕(『中右記』天仁元年1月23日条(㊦, pp.319-320))

①先於<sub>二</sub>勸賞<sub>一</sub>者、正盛雖<sub>レ</sub>不<sub>二</sub>上洛<sub>一</sub>、早可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行也。…(中略)…  
②依<sub>二</sub>康平之間俘囚貞任之例<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>勸賞<sub>一</sub>者。③<件年、頼義雖<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>陸奥<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>其賞<sub>一</sub>、還<sub>二</sub>任伊予<sub>一</sub>、④子孫郎従皆欠<sub>二</sub>勸賞<sub>一</sub>、又

20) 「師丹」については未考。

隨<sub>レ</sub>申請<sub>一</sub>，追々被<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>賞也〉，⑤依<sub>レ</sub>軍功之勤<sub>一</sub>隨可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>勸賞之輕重<sub>一</sub>也。⑥此中降人，被<sub>レ</sub>問<sub>レ</sub>法家<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行歟。

ここで，③〈勸賞は正盛上洛以前でも早く実施すべし〉(⑧<sub>1</sub>)とし，その根拠としては，④〈前九年合戦で源頼義が在陸奥のまま伊予守に遷任し，子孫郎従は皆勸賞に欠けたが(⑧<sub>4</sub>)，頼義の申請によって追々賞を行われたためである(⑧<sub>2</sub>,⑧<sub>4</sub>)〉とし，さらに，⑤(子孫郎従らの)軍功内容によって勸賞の軽重あるべきことを挙げている(⑧<sub>5</sub>)。

これらの先例に準拠して，⊖〈正盛は上洛前に勸賞実施〉(⑧<sub>1</sub>)，⊖〈子孫郎従の恩賞は軍功の軽重を調査後に実施〉(⑧<sub>4</sub>, ⑧<sub>5</sub>, ⑧<sub>6</sub>)という2方針が公卿会議の意見として伝えられたものと想定される。

しかし，23日の除目の結果はこの審議結果と違っていた。次の部分は，よく引かれるので有名である。

〔史料C〕(『中右記』天仁元年1月24日条(㊦, p.322))

今夜除目之中，以<sub>レ</sub>因幡守正盛<sub>一</sub>遷<sub>レ</sub>任但馬守<sub>一</sub>。ⓐ<sub>1</sub>并以<sub>レ</sub>男盛康<sub>一</sub>任<sub>レ</sub>右衛門尉<sub>一</sub>。ⓐ<sub>2</sub>以<sub>レ</sub>平盛良<sub>一</sub>任<sub>レ</sub>左兵衛尉<sub>一</sub>。是追<sub>レ</sub>討悪人義親<sub>一</sub>之賞也。彼身雖<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>上洛<sub>一</sub>，先有<sub>レ</sub>此賞<sub>一</sub>也。ⓐ<sub>3</sub>件賞雖<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然。ⓐ<sub>4</sub>正盛最下品者，被<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>第一国<sub>一</sub>，依<sub>レ</sub>殊寵<sub>一</sub>者歟。ⓐ<sub>5</sub>凡不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>陳<sub>レ</sub>左右<sub>一</sub>，候<sub>レ</sub>院辺<sub>一</sub>人，天之與<sub>レ</sub>幸人歟。

正盛への恩賞は然るべしとしつつ(ⓐ<sub>3</sub>)，正盛は最下品なので，「第一国」である但馬守への遷任は院の「殊寵」によるかと，宗忠はこの人事の背景を推測し(ⓐ<sub>4</sub>)，口をつぐんでいる<sup>21)</sup>(ⓐ<sub>5</sub>)。

筆者が目指したいのは，議定では否定された子孫郎従の恩賞が，実際の除目では実施された点である(ⓐ<sub>1</sub>, ⓐ<sub>2</sub>)。ⓐ<sub>1</sub>にみえる「男盛康」もⓐ<sub>2</sub>にみえる「平盛良」も『分脈』④,p.25によれば平季衡(正盛の伯父)の孫に

21) 除目尻付に「元因幡守，依<sub>レ</sub>追<sub>レ</sub>討悪人源義親<sub>一</sub>遷任也，雖<sub>レ</sub>軍功<sub>一</sub>，而下謁身被<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>第一国<sub>一</sub>，世不<sub>レ</sub>甘心<sub>一</sub>，就<sub>レ</sub>中未<sub>レ</sub>上洛<sub>一</sub>前也，依<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>院北辺<sub>一</sub>也。」とある(『中右記』同日条)。

あたる<sup>22)</sup>。〔史料B〕の議定の結論と考えられる㊦の内容、即ち〈子孫郎従の恩賞は軍功の軽重を調査後に実施〉という常識的かつ先例を踏まえた方針に反し、個々の軍功の審議をへずに、正盛一族（「男」）への恩賞が実施されたわけである。

この勲功賞は「きまりや先例を破ること」<sup>23)</sup> という点で、まさに文字どおり、「破格の恩賞」と言えよう。正盛は元永2年（1119）5月26日には「強盗追捕之賞」で正5位上に上階し（『中右記』同日条）、元永3年（1120）1月6日の除目では、「犯人追捕之賞」によって「従四位下」に叙せられ、「人驚<sub>レ</sub>耳目<sub>一</sub>」している（『中右記』同日条）。後者は、高橋昌明氏によれば肥前国仁和寺領藤津荘司平直澄を討った功であるとされており、勲功の賞に準ずるものと考えられるものである<sup>24)</sup>。

## 2 前九年合戦における源頼義への恩賞

上記の義親追討の勲功賞において準抛の例とされたのが、〔史料B〕（㊢<sub>2</sub>、㊢<sub>3</sub>）でみられた貞任追討の例である。次にこの勲功賞授与の経緯を考察しておきたい。まず乱の経緯のみ確認しておく<sup>25)</sup>。

永承6年（1051）、奥六郡に勢力を広げる安倍頼良（頼時）を討とうとした陸奥守藤原登任が鬼切部で敗退し、かわって下った鎮守府將軍・源頼義に頼時は帰順したが、天喜4年（1056）、頼義の任期の終りになって安倍側と頼義の間で戦端が開かれた。頼時の死去後は、安倍貞任が有利に戦いを進めたが、頼義の度重なる要請を受けた出羽の清原武則が、康平5年（1162）

22) 高橋昌明『増補改訂 清盛以前』、p.86によれば、「盛康は『中右記』で正盛の「男」と表記せられているところからみて、正盛の猶子的な扱いを受けていたのであろう。彼はすでに康和5（1103）年4月8日に、七宝御塔造立の功により刑部丞に任ぜられており、同月17日の小除目によって、さらに右兵衛尉が加えられている。『中右記』はこの異例の除目をさして「くだんの盛康一日刑部丞に任ず、わづか九ヶ日を経て、また兵衛尉に任ず、すこぶるその謂なし、但し院に候ずる人をいかんとなすや」と評している。正盛の猶子化することにより、彼もまた院権力の末端に連なるに至ったのであろう。」と指摘されている。

23) 『日本国語大辞典（第二版）』「破格」の語釈第1順位による。

24) 高橋昌明2011、p.155、p.163参照。

25) コンパクトな『岩波日本史辞典』の記述をもとにした。

参戦すると形勢は逆転し、厨川柵の戦で貞任は戦死し、弟の宗任は配流され、安倍氏は滅亡した。

貞任の首が入京した同じ月の康平6年2月27日に次の〔史料D〕にみられる頼義らへの勲功賞が行われた。

〔史料D〕(『扶桑略記』<sup>26)</sup> 康平6年2月27日条(大系12, p.300))

廿七日。被行<sub>レ</sub>勸賞<sub>レ</sub><sup>27)</sup>。頼義叙<sub>レ</sub>正四位下<sub>レ</sub>、任<sub>レ</sub>伊予守<sub>レ</sub>。一男義家叙<sub>レ</sub>従五位下<sub>レ</sub>、任<sub>レ</sub>出羽守<sub>レ</sub>。二男義綱任<sub>レ</sub>左衛門少尉<sub>レ</sub>、従五位下。清原武則叙<sub>レ</sub>従五位上<sub>レ</sub>、任<sub>レ</sub>鎮守府將軍<sub>レ</sub>。献<sub>レ</sub>首使藤原季俊任<sub>レ</sub>左馬允<sub>レ</sub>。

頼義に対する位階(正4位下)と官職(伊予守)だけでなく、子息2人への恩賞、清原武則、および藤原季俊への勲功賞が行われている。この位階の昇叙については、宮内庁書陵部所蔵「御堂撰政別記裏文書」<sup>28)</sup> 応徳3年1月23日前陸奥守源頼俊申文<sup>29)</sup>に、「依<sub>レ</sub>勲功<sub>レ</sub>勸賞之例、古今是多、近則源頼義朝□<sup>(註)</sup>越<sub>レ</sub>二階<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>伊予守<sub>レ</sub>、加之、子息等及従類蒙<sub>レ</sub>恩賞<sub>レ</sub>」とみえることから、従4位下からの特進であったことがうかがえる。『陸奥話記』はこの恩賞を「明世の殊功」<sup>30)</sup>によるとしている。

頼義は春の除目で伊予守任官が決定していながら、残党討滅で1年間、奥州逗留を余儀なくされた。それを済ませて帰洛してからも軍功のあった十余人(従類ら)の恩賞のことが円滑にできなかったため、伊予に赴任できず、むなしく2年間が過ぎてしまった(臈谷寿1984, pp.222-223)。臈谷

26) 神武天皇から堀河天皇に至る73代の歴史を漢文で記した私撰の史書。全30巻。堀越光信(2001)『国史大系書目解題 下巻』吉川弘文館, pp.331-363によれば、巻21の後宇多天皇以後は「外記日記」を根本材料とするとされる。

27) この点『百鍊抄』では、「追討貞任之賞」と記している(大系11, pp.27-28)。

28) 竹内理三『平安遺文』第11巻, p.360の解説によれば「御堂関白記の抄本数本のうち、現在その古写本を存しない寛弘四年四月廿五・廿六日条寛仁二年十二月廿二日条の別記と共に、江戸期に伝写されたその裏文書。裏文書の年紀より推すに、関白師実の抄写本らしい。」とされる文書。

29) 『平安遺文』4652号文書。

30) 『日本思想大系 古代政治思想』岩波書店, p.250。

氏所引の、『本朝統文粹』<sup>31)</sup>所収の源頼義奏状では、頼義は前九年合戦における自らの勲功を縷々述べた上で、以下の奏上を行ったことが知られ興味深い<sup>32)</sup>。

〔史料E〕(『本朝統文粹』所収(年欠)源頼義奏状(大系29下, p.102-104))

①而征戦之間、有軍功之者十余人、可被抽賞之由、雖經言上、未裁許。仍相待綸言、難赴任国。況去年九月被賜任符、下向遅引。自然如是。

(軍功ある十余人の恩賞交渉で、伊予国に赴任するのが遅れた。)

②然間四年之任、二稔空過。彼国官物。不能徵納。然而封家納官。其責如曇。仍以私物且勤進濟。

(任期の半分の2年が経過したが、国の官物を徴収できない。それでも、その間の済物の責めが厳しく、私物をもって納入した。)

③方今彼国雑掌申云。頻遇早損、稻梁不秀、境無秋実、民有菜色。須廻興復之計、且致弁濟之勤者。重檢傍例、或尋莅境之年限、以計歴、或依挙国之亡弊、以重任之者、古今之間、寔繁有徒。況致希代之大功、何無殊常之厚賞。

(このところ早損で稲や粟が損害をうけ伊予国は不作で民は飢えており、復興政策を行って済物納入に勤めたい。傍例でも入国からの年限で年を数えており、国の亡弊により「重任」を受ける古今の例多く、とくに希代の大功を立てた頼義の場合、常ならぬ厚い賞があつてしかるべきである。)

④昔班超之平西域也。早封千戸之侯。今頼義之征東夷也。盍賜重任之賞。彼送三十年、以彰功、此歴十三年、以立勲、遅速之間、已有優劣。採擇之処、何無哀矜。

31) 平安末期の漢詩文集。13巻。後藤昭雄(2001)『国史大系書目解題 下巻』によれば、成立は保元元年8月以後とされる(同, p.749)。

32) 長文の読みにくさを考慮して適宜改行し、難解な語句は圈点を付して大意との対応関係を示し、また改行ごとにその大意を記して読解の便をはかった。

（(中国後漢の政治家である）班超が西域を討ち、千戸をもつ諸侯を封じられた。今頼義は東夷を征伐したのだから、どうして重任の恩賞を賜らないようなことがあるのか。班超は30年で功を立て、頼義は13年で軍功を立てた。遅速という観点でいえば、頼義の方が優れている。頼義の申し出になんで情けを施さずにおられようか。）

⑨。望請 天恩。依 征夷功 被 下 重任 宣旨 且廻 興復之計 且致 進濟之勤 矣。頼義誠惶誠恐謹言（(改行) / 年 月 日）。

この頼義奏状から知られるのは、パミール高原東まで後漢の版図を広げた班超に勝ると記すほど、自らの軍功に対する自己評価が高いことである。頼義の認識では、「希代之大功」であり、「殊常之厚賞」あるべきものであり、「重任之賞」が当然の軍功なのである。迅速に実施された自身および子息2人への勲功賞に満足せず、郎従十余人の恩賞実施<sup>33)</sup>にこだわったのは、こうした軍功に関する頼義の〈自己評価の高さ〉に由来するものであろう。

### 3 平忠常の乱における源頼信への恩賞

忠常の乱についても福田豊彦氏の記述により、その経緯を紹介しておく。

この反乱は、長元元年（1028）、下総権介平忠常が安房守惟忠を焼き殺し、上総国府を占拠したことに始まる。朝廷では追討使に平直方、上総介に維時、安房守に正輔と、貞盛流平氏を中心に配置して鎮圧しようとしたが成功せず、あらためて源頼信を追討使に登用し長元4年（1031）にようやく平定した。忠常は京都への連行途中に死去した<sup>34)</sup>。

源頼信は、平忠常帰降を伝え、降伏の申文と、「忠常死去之由解文、并美乃国司等実検日記等」を朝廷に提出した。これをうけた朝廷では、頼信へ

33) 前述の〔史料B〕の文言「子孫郎従皆欠 勸賞 又随 申請 追々被 行 賞也」によれば、十余人人への恩賞は実施されたものと推測できる。

34) 福田豊彦「平忠常の乱」『日本大百科全書』の記述をさらに要約した。

の褒賞の実施や、いまだ降伏の意志を表していない忠常の子常昌・常近の処置について、評議が行われた。

参議・右大弁<sup>35)</sup>としてこの事案の処理に関わった源経頼の日記である『左経記』により<sup>36)</sup>、この時の評議内容をみたい<sup>37)</sup>。

〔史料F〕(『左経記』長元4年(1031)6月27日条, (大成, p.284))

余申云、「頼信朝臣令<sub>レ</sub>帰<sub>レ</sub>降忠常<sub>レ</sub>之賞、尤可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行也。但於<sub>レ</sub>其法<sub>レ</sub>者、先符云『随<sub>レ</sub>其状<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>官位<sub>レ</sub>』者、先被<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>問頼信朝臣<sub>レ</sub>、随<sub>レ</sub>彼意趣<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>量行<sub>レ</sub>歟。」

〔史料F〕によれば、〈頼信への褒賞はおこなわるべきだが、(勲功の)程度に従って官位を給するとした先符<sup>38)</sup>を考慮し、褒賞内容については、頼信の意向を聞いた上で実施すべし〉と源経頼は発言したのである。頼信への褒賞については、この経頼の意見どおりに決定したようである。

この時、右大臣として議定に参加した藤原実資の日記『小右記』によれば、さらに「追討賞事」とした次の関連記事が知られる<sup>39)</sup>。

〔史料G〕(『小右記』長元4年(1131)7月1日条(大日本古記録⑨, p.1))

◎<sub>1</sub>入<sub>レ</sub>夜頭弁<sub>(経任)</sub>来云、今夕頼信朝臣来向、仰<sub>レ</sub>宣旨趣<sub>レ</sub>。申云、「◎<sub>2</sub>頻蒙<sub>レ</sub>朝恩<sub>レ</sub>、任<sub>レ</sub>四ヶ国<sub>レ</sub>、殊奉<sub>レ</sub>宣旨<sub>レ</sub>、追<sub>レ</sub>討忠章<sub>(常カ)</sub>、擬<sub>レ</sub>赴<sub>レ</sub>戰場<sub>レ</sub>之間、◎<sub>3</sub>不慮之外、忠常帰降。◎<sub>4</sub>偽<sub>(仰カ)</sub>朝威<sub>レ</sub>之所<sub>レ</sub>致、非<sub>レ</sub>頼信之殊功。◎<sub>5</sub>而忽奉<sub>レ</sub>褒賞之論言<sub>レ</sub>、難<sub>レ</sub>抑<sub>レ</sub>驚恐之寸心<sub>レ</sub>、◎<sub>6</sub>

35) 飯倉晴武校訂(1982)『弁官補任』(続群書類従完成会)㊦, p.111。

36) 『左経記』については、吉川真司(1998)の「申文刺文考」の附論「左経記」が参考になる(吉川1998, pp.269-275)。

37) この評議で経頼は、坂東諸国復興の後に忠常の子を追討すべしと主張したが、左大弁藤原重尹、左兵衛督藤原公成らは追討に反対し、大勢は追討しないことに決したらしい。

38) この「先符」が具体的に何を指すのか、必ずしも判然としないが、『日本紀略』後編、長元元年(1028)6月21日条に「前上総介平忠常等事、即遣<sub>レ</sub>檢非違使右衛門少尉平直方・少志中原成道等<sub>レ</sub>、征<sub>レ</sub>討之<sub>レ</sub>、給<sub>レ</sub>宣符於東海・東山道<sub>レ</sub>」(大系11, p.272)とあるものと思われる。この官符のなかに追討したものへの恩賞が記されていたのであろう。

39) 以下の所引史料の多くは、大森金五郎1923, pp.220-221にすでに紹介されている。

唯衰老日積難<sub>レ</sub>赴<sub>二</sub>遠任<sub>一</sub>。若有<sub>二</sub>朝恩<sub>一</sub>，欲<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>丹波<sub>一</sub>」者。

〔史料G〕には追討賞の希望を聞かれた頼信の応答が記されている。恩賞授与するとの宣旨の趣旨を頭弁（経任）から聞いた（㊂<sub>1</sub>）頼信は次のように答えている。

これまで多くの朝恩により四ヶ国の受領に任じ、（今回）宣旨を奉じ平忠常追討の戦場に赴きましたが（㊂<sub>2</sub>）、思いがけず（戦闘に及ばず）忠常が降伏しました（㊂<sub>3</sub>）。これは、朝威によるもので、私の大いなる功ではありません（㊂<sub>4</sub>）。>（とまずは謙遜してみせた<sup>40)</sup>。しかしこれに続け、）〈たちまち恩賞を授けようとの綸言を賜り、恐れ入っております（㊂<sub>5</sub>）。ただ、私は高齢で遠国受領にはたえないので、もし、朝恩に浴するのであれば、丹波（守）に任じていただきたいと思います。

このように、頼信は謙遜のポーズをとりつつも、しっかりと自らの希望を伝えたのである（㊂<sub>6</sub>）。

しかし約2ヶ月後、頼信は、権僧正（尋円）を通じ「密々」に（この丹波守への遷任という）希望をさらに変更し、美濃守への遷任を訴えてきた。

〔史料H〕（『小右記』長元4年9月18日条（大日本古記録㊂， p.47））

㊂<sub>1</sub>母骸骨在<sub>二</sub>美乃国<sub>一</sub>，於<sub>二</sub>彼国<sub>一</sub>欲<sub>レ</sub>修<sub>二</sub>母成菩提<sup>41)</sup>之仏事<sub>一</sub>，㊂<sub>2</sub>先日申<sub>二</sub>請丹州<sub>一</sub>，㊂<sub>3</sub>云「令<sub>二</sub>下官<sub>一</sub>可<sub>二</sub>示下<sub>一</sub>」者。

〔史料H〕によれば、この希望変更は「骸骨」（この場合は遺骨）が美濃国にある頼信の母の仏事を理由としたものであった（㊂<sub>1</sub>）。丹波（守）への希望を〔史料G〕で伝えていたため（㊂<sub>2</sub>）、実資をつうじて希望変更を公卿会議で通して欲しいと伝え、内意をうかがったのであろう（㊂<sub>3</sub>）。実資が、頼信の除目について口にすることはできないと伝えると、権僧正の推測と

40) こうした謙遜は、かかる申状を通覧する限り、定型的な文言と思われる。

41) 「成<sub>二</sub>菩提<sub>一</sub>」と訓じても意味は通じるが、「疾成菩提」の略と解した。

して、「坂東者、多以相従、往還之間、美州（美濃）少使〔便カ〕、仍忽思變歟」（坂東は頼信に従う（郎従が）多く、（京との）往還に便がいいので、希望を変えたのではないかと）の観測が語られたことを記している（同日条）。

また『小右記』同日条には、頼信が〈（除目にともなう）甲斐国からの上京について、嚴寒時の（神坂）峠越えは困難で<sup>42)</sup>、正月までの上京も容易ならざる〉旨をあわせて言上したことも知られる。実資は、この申し出に対してはそれをよしとせず、〈正月の除目で、頼信が甲斐国に在任のまま、（美濃国への）遷任され、その後、のんびりと上京するというのでは、道理にあわない〉として、頼信に年内の上京を促した。この甲斐守から美濃守への遷任の経緯に関しては、弁官局官人の執務参考書であったとされる『類聚符宣抄』<sup>43)</sup>に次の頼信申状が載せられていて興味深い。

〔史料 I〕（『類聚符宣抄』第八「任符（不待本任放還賜任符）」（大系27, p.219）<sup>44)</sup>）

從四位下行美濃守源朝臣頼信誠惶誠恐謹言

請特蒙<sub>二</sub>天恩<sub>一</sub>。因<sub>二</sub>准先例<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>待<sub>二</sub>本任放還<sub>一</sub>。給<sub>二</sub>籤符<sub>一</sub>。赴<sub>二</sub>任国<sub>一</sub>。  
 狀

右頼信今月八日遷<sub>二</sub>彼国守<sub>一</sub>。謹檢<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>。分憂之吏、如<sub>レ</sub>此遷拜之輩、不<sub>レ</sub>待<sub>二</sub>本任放還<sub>一</sub>、早給<sub>二</sub>任符<sub>一</sub>、赴<sub>二</sub>任国<sub>一</sub>之例。近則大江匡衡朝臣、從<sub>二</sub>尾張<sub>一</sub>遷<sub>二</sub>丹波守<sub>一</sub>。藤原公則朝臣、從<sub>二</sub>同国<sub>一</sub>遷<sub>二</sub>河内守<sub>一</sub>等是也。以往之例、不<sub>レ</sub>違<sub>二</sub>毛挙<sub>一</sub>。望請<sub>二</sub>天恩<sub>一</sub>。被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>宣旨<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>待<sub>二</sub>本任放還<sub>一</sub>、給<sub>二</sub>籤符<sub>一</sub>、將赴<sub>二</sub>任国<sub>一</sub>矣。頼信誠惶誠恐謹言。

長元五年二月廿日

從四位下行美乃守源朝臣

〔史料 I〕は、頼信が「本任放還」即ちこの場合、〈甲斐守としての責任

42) 川尻秋生2001, p.84参照

43) 『国史大系書目解題上巻』, pp.479-494（橋本義彦氏執筆）によれば、8～11世紀の太政官符・宣旨・官宣旨等の公文書を類別・編集した一種の法令集。官務小槻家編纂説、源経頼編纂説がある。保安2年（1121）から3年書写の古写本（宮内庁書陵部蔵）が壬生官務家に伝えられた。

44) 異体字は常用漢字に改めた。他も同じ。

を全うしたことを後任者から承認されるという通例の交替事務手続き<sup>45)</sup>を経ることなく、美濃守に遷任することの許可を求めたものである。この申状では、大江匡衡<sup>46)</sup>と藤原公則<sup>47)</sup>の先例が具体的に挙げられ、〈それ以前の例はいちいち細かく数え上げることができないほど多い〉として、「本任放還」手続きを待たぬ帰京裁可をもとめている。

頼信は、長元3年9月に追討使に任じられると、(追討の結果を待たず)、甲斐守としての「治」(国政をよく行ったこと)を理由に従4位下に昇叙されている(『小右記』長元4年正月6日条<sup>48)</sup>)。下向井龍彦氏によれば、「忠常追討の早期実現を促す措置」と評価されているものである(下向井2001, p.158)。従うべきであろう。

以上みたように、忠常の乱における頼信への勲功賞実施にあたっては、追討促進のために(追討官符の約した)位階昇叙を、〈迅速〉を超えて、いわば〈前倒し〉で実施した。そして、乱鎮圧後は、頼信の意向を重視し、また、頼信のかなり恣意的ともおもえる官職面での恩賞変更要求にも朝廷が答えていることが確認できるのである。

以上、保元の乱の勲功賞を考える時に参照するべきと思われる代表的な先例を3例ほど考察してきた。勲功賞実施にあたって確認できた点をまとめておきたい。

⊖ 勲功賞の決定にあたっては、あらかじめ勲功者の意向を聞いて、それに沿う形で実施されている

45) 「本任放還」については、阿部猛1993, pp.70-71参照。

46) 大江匡衡は「平安中期の漢学者、歌人。維時の孫。赤染衛門の夫。文章博士。一条・三条天皇に侍読として仕える。」(『日本国語大辞典 第2版』)。『類聚符宣抄』第8では、頼信の申状の直前にこの大江匡衡の申状を掲載している(大系27, p.218)。

47) 藤原公則は『分脈』⊖, p316によれば、鎮守府將軍民部卿藤原時長孫。信濃守、河内守、肥後守、駿河守、尾張守、伊勢守を歴任し、頼信の命により、則経を養子とした。「藤原道長の近習の一人。いわゆる家司受領として道長に度々馬を献じている」(『平安時代史事典』)。

48) 『小右記』同日条によれば、「従四位上平朝臣理義、従四位下源朝臣頼信、藤原朝臣良資〈已上治〉とされており、頼信昇叙の建前が、甲斐守としての治世にあったとされていたことが知られる。

- ㊦ 勲功賞は、官位・官職両面にわたる例が多い
- ㊧ 勲功賞について、主たる対象者にはきわめて迅速に、一族や子孫郎従への恩賞は、(当為としては勲功内容の調査の上で)実施されている例が多い
- ㊨ 勲功賞については「越階」の例が見られる

以上である。こうした勲功の勲賞に関する優遇措置の契機となり、さらに、基準ともなっていて、中世社会でつねに呼び起こされる存在となったのが、平将門追討にかかわる恩賞であった。章を改めて、平将門追討における恩賞授与とその中世社会における伝承について検討していきたい。

### 三 将門追討の勲功賞とその伝承、とくに頼朝勲功賞から

#### 1 将門の乱における恩賞

将門の乱については、あらためて紹介するまでもないと思われる。

天慶3年(940)年1月15日、朝廷は将門を追討したものに、「不次賞」(破格の恩賞)を約した次の追討の官符を東海・東山両道に下した。

[史料J] (『日本紀略』<sup>49)</sup> 天慶3年1月11日条 (大系11, p.39))

賜<sub>二</sub>官符<sub>ヲ</sub>東海・東山道<sub>ニ</sub>。応<sub>キ</sub>丙 拔<sub>イダシ</sub>下有<sub>ル</sub>ニ殊功<sub>ニ</sub>輩<sub>ヲ</sub>上<sub>ニ</sub>加<sub>フル</sub>乙不<sub>レ</sub>次<sub>ノ</sub>賞<sub>ヲ</sub>甲事。

この官符については、乱後まもなく成立したと指摘される『将門記』<sup>50)</sup>

49) 有名な史料だが、読解が難解なので、送りがなを加えた。石井正敏(2001)『国史大系書目解題 下巻』(吉川弘文館, pp.278-298)に従えば、『日本紀略 後編』は、「外記日記」などを材料としたもので、六国史以後の編年体の史書として価値が高いとされる。

50) 引用は竹内理三校注『日本思想大系 8 古代政治社会思想』所収本による(同書, p.325)。成立年代については、同書, p.185参照。ただし、『将門記』の成立年代について、近年の川尻秋生氏は、「乱直後というより、数十年へた段階ではないか」(川尻秋生2009, P.65)と指摘されている。

では次のように記されている。

〔史料K〕（『将門記』（思想大系8，p.325）

下<sub>レ</sub>於東海・東山両道諸国<sub>ニ</sub>，其官符云，「若殺<sub>レ</sub>魁帥<sub>ニ</sub>者，募以<sub>レ</sub>朱紫之品<sub>ニ</sub>，又斬<sub>レ</sub>次將軍<sub>ニ</sub>者，隨<sub>レ</sub>其勲功<sub>ニ</sub>將<sub>レ</sub>賜<sub>レ</sub>官爵<sub>ニ</sub>」者。

〔史料J〕の追討官符の内容を〔史料K〕は具体的に示している。即ち、「魁帥」（首領）を殺したものは「朱紫之品」<sup>51)</sup>（五位以上の位）を約束し、それに次ぐ將軍を殺したものは、勲功によって「官爵」（官と位）を与えることを約した。この官符が出された約1ヶ月後の2月14日に下野掾・押領使藤原秀郷，常陸掾平貞盛らによって将門は討たれ、その報は2月15日には信濃国からの馳駅によって都に伝えられ（『日本紀略』同日条），秀郷の飛駅も3月5日には都にもたらされた（『日本紀略』同日条）。そして、はやくも、3月9日には、秀郷・貞盛らへの勲功の賞（位階）が行われ〔史料K〕，秋の除目では、さらに受領に任じられた〔史料L〕〔史料M〕。

〔史料L〕（『日本紀略』天慶3年（940）3月9日条（大系11，p.40）

以<sub>レ</sub>下野掾藤原秀郷<sub>ニ</sub>，叙<sub>レ</sub>從四位下<sub>ニ</sub>。以<sub>レ</sub>常陸掾平貞盛<sub>ニ</sub>，叙<sub>レ</sub>從五位下<sub>ニ</sub>（<sup>上カ</sup>）。並依<sub>下</sub>討<sub>レ</sub>平将門<sub>ニ</sub>之功<sub>上</sub>也。

〔史料M〕（『日本紀略』天慶3年11月16日条（大系11，p.41）

今日除目。任人数十人。其中從四位下藤原秀郷任<sub>レ</sub>下野守<sub>ニ</sub>。依<sub>レ</sub>軍功<sub>ニ</sub>也。

〔史料N〕（『扶桑略記』天慶3年3月9日条（大系12，p.218）

三月九日乙亥。即賞<sub>レ</sub>藤原秀郷<sub>ニ</sub>，叙<sub>レ</sub>從四位下<sub>ニ</sub>。兼賜<sub>レ</sub>給田<sub>ニ</sub>，永伝<sub>レ</sub>子孫<sub>ニ</sub>，更追兼<sub>レ</sub>任下野・武蔵両国守<sub>ニ</sub>。又平貞盛叙<sub>レ</sub>從五位上<sub>ニ</sub>，任<sub>レ</sub>右馬助<sub>ニ</sub>。又告人源經基叙<sub>レ</sub>從五位下<sub>ニ</sub>，兼<sub>レ</sub>補太宰少貳<sub>ニ</sub>。

51) 竹内理三「将門記」補註『日本思想大系 古代政治社会思想』，p.476による。

秋の除目における官職に関する勸賞について〔史料M〕と〔史料N〕では、異なる記事をのせ、『扶桑略記』では、秀郷に〈下野と武蔵の両国守を兼任させた〉とある。この異同について判断する根拠に欠けるため断案は留保するが<sup>52)</sup>、〔史料M〕のみによっても、秀郷は貞盛を「超越」しただけではなく、源経基（武蔵介→従5位下・太宰少弐）をも超えた。この外の追討参加者への恩賞の詳細は正確な形には確定できない。

しかし、古代東国史の研究者で平将門の著書を近年連続して公にされた川尻秋生氏は次のように記されている。「純友軍から征東軍に加わった藤原遠方が右兵衛権少尉、藤原成康が右馬権少允、常陸介藤原維幾の息子為憲が兵庫権少允に任じられた（『本朝世紀』天慶五年（942）6月21日条）のも、この時のことであろう。さらに、興世王を殺害した上総掾平公雅は安房守になったことが知られるが（『本朝続文粹』巻6）、これもこの時と思われる。次将の興世王を殺したのだから、正月十一日官符の約束どおり、小国とはいえ、守に取り立てられたと推測される<sup>53)</sup>。」（川尻2007, pp.169-170）。

恩賞の多寡を考える場合、それ以前の立場・地位を考慮せねばならないのだが、「祖父豊沢以来三代にわたる下野国住人」で「京に出て官仕した経歴はない」（竹内理三1999, p.450）、官位も6位にとどまったと考えられる秀郷は、他の（軍事）貴族らを超越し、群を抜いた勲功賞を与えられたのである。その理由は何であったのか。

それは、将門追討に関する卓抜した軍功以外は想定できまい。この点に関して、『将門記』は〔史料O〕の記事を載せている。

52) 〔史料N〕の記事の次の記事になる3月25日条に「廿五日庚申。将門之頭進。於洛都。〈已上将門誅害日記〉」という割注があり、『扶桑略記』の（2月29日からの3つの）記事が「将門誅害日記」に依拠したものであることが記されている。川尻秋生氏は、この「将門誅害日記」は外記日記からの引用ではないかと指摘され、同時に、その成立をかなり降った時期（源平争乱前後）とされている（川尻2009, pp.57-60）。国司の兼任はにわかに信じがたいが、この記述を積極的に否定する根拠にも欠けるから、今はこの異同については保留したい。

53) このほか、平公雅（上総掾→従5位上・安房守のち武蔵守）（『分脈』④, p.11）。なお、福田豊彦氏によれば、平公雅は功によりまず「安房守、のち武蔵守」となったとされている（福田1995, p.58）。

〔史料O〕(『将門記』(思想大系8, p.325))

◎<sub>1</sub> 掾貞盛、頃年、雖<sub>レ</sub>歴<sub>二</sub>合戰<sub>一</sub>、未<sub>レ</sub>定<sub>二</sub>勝負<sub>一</sub>、◎<sub>2</sub> 而秀郷合力斬<sub>二</sub>討謀叛之首<sub>一</sub>、◎<sub>3</sub> 是秀郷古計之所<sub>レ</sub>敵者、叙<sub>二</sub>從四位下<sub>一</sub>。◎<sub>4</sub> 又貞盛既歴<sub>二</sub>多年之險難<sub>一</sub>、今誅<sub>二</sub>兇怒之類<sub>一</sub>、尤貞盛勵之所<sub>レ</sub>致也、故叙<sub>二</sub>正五位上<sub>一</sub>已了。

貞盛が從5位上で秀郷が從4位下と、秀郷への恩賞がまさったのは、『将門記』によるかぎり、秀郷の「古くから百戦錬磨を重ねた軍略」(◎<sub>3</sub>)<sup>54)</sup>によって将門追討が成ったからだと説明されている。

この記事に従うかぎり、将門追討にかんして、秀郷の軍功評価によって、乱以前の地位を超えて、勲功が与えられたのである。そして、注目すべきなのは、こうした秀郷への恩賞が、中世社会において、長く伝承された周知の問題であり続けたことである。この点は、節を改めて検討したい。

## 2 秀郷恩賞の伝承

さて、平将門の乱追討時の官符〔史料J〕と秀郷勲功賞の伝承にかかわる注目する記事が、『百練抄』の次の記事〔史料P〕である。

〔史料P〕(元暦元年(1184)3月27日条(大系11, p.114))

除目入眼也。源頼朝叙<sub>二</sub>正四位下<sub>一</sub>(本從五位下)。天慶秀郷自<sub>二</sub>六位<sub>一</sub>叙<sub>二</sub>四位<sub>一</sub>之例也。

ここでは、元暦元年の頼朝の位階上昇が、天慶の秀郷の例にもとづいたものであることが記されており、最低5階級最大8階級の特進が行われたことが記されている(川尻秋生2007, p.205)。川尻秋生氏は、安和の変、僧兵の蜂起、頼朝挙兵など「戦乱や騒動が起きたときに、それらを推し量る基準として利用され」、南北朝期までの三百数十年間、将門の乱が押領使の任命以下の儀礼を通して、代々語り継がれ「貴族の心の中にすり込まれて

54) 竹内理三『将門記』『思想大系 古代政治社会思想』, p.218頭注による。

いった」(川尻2007, pp.178-199)という重要な指摘をされている<sup>55)</sup>。中世社会を通じ貴族社会においては将門の乱と、秀郷への恩賞がしっかりと記憶され、判断の基準とされていたことを示唆する指摘であろう。

それでは、これらの点で、武家社会ではどうだっただろうか。

中世史研究者にとっては、〈守護職と安堵御下文の関係〉の問題を語る史料として有名であると思われる次の〔史料Q〕を参照したい。

〔史料Q〕(『吾妻鏡』承元3年(1209)年12月15日条(㊦, p.649)

十五日乙亥。㊦<sub>1</sub>近国守護補任御下文等備進之。其中。千葉介成胤者。…(中略)…㊦<sub>2</sub>小山左衛門尉朝政申云。不<sub>レ</sub>帶<sub>二</sub>本御下文<sub>一</sub>。曩祖下野少掾豊沢為<sub>二</sub>当国押領使<sub>一</sub>, 如<sub>二</sub>検断<sub>一</sub>之事。一向執<sub>二</sub>行之<sub>一</sub>。㊦<sub>3</sub>秀郷朝臣天慶三年更賜<sub>二</sub>官符<sub>一</sub>之後, 十三代数<sub>二</sub>百歳<sub>一</sub>, 奉行之間, 無<sub>二</sub>片時中絶之例<sub>一</sub>。㊦<sub>4</sub>但右大将家御時者, 建久年中, 亡父政光入道, 就<sub>レ</sub>讓<sub>二</sub>与此職於朝政<sub>一</sub>, 賜<sub>二</sub>安堵御下文<sub>一</sub>許也。㊦<sub>5</sub>敢非<sub>二</sub>新恩之職<sub>一</sub>。㊦<sub>6</sub>称<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>散<sub>二</sub>御不審<sub>一</sub>, 進<sub>二</sub>覽彼官符以下状等<sub>一</sub>云々。

高橋典幸氏は論文「武士にとっての天皇」の中で、この記事を引いて、「平安中期以来有力在庁として下野国に君臨し、鎌倉期にも下野守護を相伝した小山氏は、鎮守府將軍藤原秀郷の直接の子孫であることを家の誇り」としたと指摘され、「幕府が近国の守護に『守護補任御下文』を提出するよう命じた際(㊦<sub>1</sub>に対応-引用者, 以下同じ), 時の当主小山朝政は次のように言い放った。」(㊦<sub>2</sub>)とされ、「御下文の代わりに藤原秀郷が賜った天慶の官符を進覧した」(㊦<sub>3</sub>)と記されて、「かれらの祖先意識・系譜意識」を強調された(高橋2002, pp.54-56)<sup>56)</sup>。高橋氏によれば、こうした家門意識は南北朝期の結城親朝にもみられ、それが北畠親房によって利用されたことを指摘されている(高橋2002, pp.55-56)。

55)「十四世紀半ばの南北朝の動乱の際、宮廷の先例として将門の乱についての記事が、数多く貴族の日記に引用されている。」(川尻2009, pp.21-22)ことを指摘されている。

上述の川尻氏も〔史料Q〕を引いて、「将門の乱から250年以上経っても、また、たとえ伝承であったとしても、正月11日に追捕官符を下賜されたことを記憶していたのだ。」(川尻2007, pp.204-205)と強調されている。高橋・川尻両氏のご指摘のとおり、東国の武士たちは鎌倉時代にあっても、将門追討に功績があった者に5位以上の位階を約束した天慶3年正月11日官符と、それに従って褒賞された秀郷以下の事例をしっかりと記憶していたのである。貴族社会でも武家社会でも秀郷の先例は、周知の問題であった。

ここでひとまず、本稿の課題の1つにもどって確認しておく、保元の乱後の義朝も、また、恩賞を与えた朝廷の貴族も、秀郷の先例は、たとえ200年以上も前の先例であっても、これを十分すぎるほど知悉していたのである。しかし、ここでただちに当該課題1の小活にいたる前に、もう少し、秀郷先例と頼朝への勲功賞の問題にこだわってみたい。本稿の主題に関連し、またこれを超えて、実に興味深い事実が確認されるからである。

### 3 頼朝への勲功賞と秀郷の先例

頼朝の従4位下昇叙にかかわる次の〔史料R〕は、〔史料P〕の関連記事であり、「征夷大將軍」にかかわる記事として近時北村拓氏によって注目されたものだが<sup>57)</sup>(北村2005, pp.143-145)、本稿の視角からも重要な史料である。

〔史料R〕(『吾妻鏡』寿永3年4月10日条(㊦, p.111))

十日戊寅。源九郎使者自<sub>二</sub>京都<sub>一</sub>参着。去月廿七日有<sub>二</sub>除目<sub>一</sub>。武衛叙<sub>二</sub>

56) 高橋典幸氏の記述が〔史料Q〕の解釈になっているので、とくに解釈しなかったが、高橋氏が当該論文では触れられていない(むしろ従来はこの点が注目された)④<sub>4</sub>、④<sub>5</sub>、④<sub>6</sub>について補足しておく。朝政は、く下野国検断が秀郷以来の代々継承された職で、朝政も父政光から譲与を受けただけでとくに幕府から正式の守護職補任状を受けていないが(④<sub>4</sub>)、頼朝からの新恩の職ではない(④<sub>5</sub>)、不審なきように、将門追討の官符以下の証文を提出する(④<sub>6</sub>)といっているのである。なお佐藤進一1971, p.92参照。

57) この北村氏の論文「鎌倉幕府征夷大將軍の補任について」は鎌倉「將軍」を考える上できわめて重要な論文である。氏の指摘については重く受けとめ別稿で議論する予定である。

正四位下<sub>レ</sub>給之由申<sub>レ</sub>之。①是義仲追討賞也。持<sub>レ</sub>參彼聞書<sub>レ</sub>。此事、②藤原秀郷朝臣天慶三年三月九日自<sub>レ</sub>六位<sub>レ</sub>昇<sub>レ</sub>從下四位<sub>レ</sub>也。武衛御本位者從下五位也。被<sub>レ</sub>准<sub>レ</sub>彼例<sub>レ</sub>云々。亦③依<sub>レ</sub>忠文〈宇治民部卿〉之例<sub>レ</sub>。可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>征夷將軍<sub>レ</sub>宣下<sub>レ</sub>歟之由有<sub>レ</sub>其沙汰<sub>レ</sub>。④而越階事者彼時准拋可<sub>レ</sub>然。⑤於<sub>レ</sub>將軍事<sub>レ</sub>者、賜<sub>レ</sub>節刀<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>軍監・軍曹<sub>レ</sub>之時、被<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>除目<sub>レ</sub>歟。⑥被<sub>レ</sub>載<sub>レ</sub>今度除目<sub>レ</sub>之条、似<sub>レ</sub>始置<sub>レ</sub>其官<sub>レ</sub>。無<sub>レ</sub>左右<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>宣下<sub>レ</sub>之由。⑦依<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>諸卿群議<sub>レ</sub>、先叙位<sub>レ</sub>云々。

〔史料R〕の内容は以下のとおりである。①頼朝の任官が「義仲追討賞」つまり軍功に対する恩賞であること（①）、②頼朝の從5位下から正4位下への「越階」が、秀郷の例に準じたものであること（②、④）、③将門・純友追討において、現任参議でありながら右衛門督・征東大將軍・征西大將軍に任じられた藤原忠文（宇治民部卿）の例によって、頼朝への征夷將軍任官も朝廷で議されたが（③）、「越階」は秀郷の例に準拋すれば問題ないが（④）、「將軍」は節刀、軍監・軍曹<sup>58)</sup>任命の手續後に任じる例であり（⑤）、今回の除目で任じると、はじめてその官職を置くごとき事態となりかねないので（⑥）、これを憚って將軍任官は留保し（⑤以下3行）、叙位だけを先行させた（⑦）、という記事内容である。義仲追討という頼朝の軍功に対して、朝廷は、位階4階級特進と、さらに「(征夷) 將軍」任官をもって遇そうとしていたことが知られる。頼朝がもし在京していれば、この時の「將軍」任官もありえたであろう。

このことは〔史料R〕の前年、義仲らの入京にともなう、平家追討勲功賞の原案審議過程を記した次の〔史料S〕から推知される。ここでは〈義仲・行家と頼朝の勲功賞（その差異）をどうするか〉という後白河院の「仰」に対する議定内容が知られる。ここでいったん論述対象の時間を、平家都落ち後の寿永2年7月末まで戻して確認しておきたい。

58) 外征・大規模反乱鎮定のための戦時編成の軍隊を構成するとき、將軍、副將軍、軍監、軍曹等から構成することになっていた。「節刀」は出征の將軍に下賜され、その任命の標とした刀（『日本思想大系 律令』軍防令第17-18, p.323, pp.624-625補註18aおよび24a参照）。

〔史料S〕(『玉葉』寿永2年7月30条(㉔, p.198)<sup>59)</sup>)

人々申云、①不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>待<sub>二</sub>頼朝参洛<sub>一</sub>、暗加<sub>二</sub>彼賞<sub>一</sub>、三人同時可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行。頼朝賞、②若背<sub>二</sub>雅意<sub>一</sub>者、随<sub>二</sub>申請<sub>一</sub>改易、有<sub>二</sub>何難<sub>一</sub>哉。③於<sub>二</sub>其等級<sub>一</sub>者、且依<sub>二</sub>勲功之優劣<sub>一</sub>、且随<sub>二</sub>本官之高下<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>計行<sub>一</sub>歟。④惣論<sub>レ</sub>之、第一頼朝、第二義仲、第三行家也。

頼朝 ⑤〈京官、任国、加級、左大臣云、於<sub>二</sub>京官<sub>一</sub>者、参洛之時可<sub>レ</sub>任、余云、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然、同時可<sub>レ</sub>任、長方同<sub>レ</sub>之〉。

義仲 ⑥〈任国、叙爵〉。

行家 ⑦〈任国、叙爵、但以<sub>二</sub>国之勝劣・位之尊卑<sub>一</sub>可<sub>二</sub>差別<sub>一</sub>云々、実房卿云、義仲従上、行家従下宜歟〉。

「人々」の意見は、〈頼朝上洛を待たずに、頼朝・義仲・行家3人同時に勲賞し(①)、頼朝への勲功賞がもし頼朝の意志に反するものであったなら、頼朝の申請に従って変更すればよい(②)。勲功賞の程度は、3人の「本官」と「勲功(の程度)」をはかって行うべきであろう(③)。総論で言えば、頼朝第1、義仲第2、行家第3である(④)。〉というものであった。

具体案は頼朝には、〈京官(への任官)、任国(国司任命)、位の昇叙(⑤)〉、義仲と行家はともに〈任国、叙爵(従5位任命)〉という勲賞案であったが、国司・位階に任・叙する際に国の等級と位の尊卑で義仲と行家2人の差別を付ければよいとしていた(実房卿の意見では、義仲は従5位上で行家は従5位下。)(⑥、⑦)。

但し、ここで、頼朝の京官への任命について意見が分かれ、〈頼朝の京官は、頼朝上洛時に任命すればよい〉とする左大臣(経宗)の意見に兼実は反対で〈同時任命〉を主張した(権中納言藤原長方も兼実と同意見)(⑤)。将門の乱以来の〈勲功賞実施の原則〉(③圏点部)が確認される一方で、〈京官への任命〉は在京原則如何の点で意見が分かれたのである。

しかし、8月10日に行われた勲功賞実施の実際は、義仲は〈従5位下・左

59) 下線部は『九条家本玉葉8』編者による校訂註に従った。(以下同じ)

馬頭・越後守〉、行家は〈従5位下・備後守〉に任じられる形であったが<sup>60)</sup> (『玉葉』8月11日条)、頼朝については、10月9日に本位に復されたのみだった (『補任』㊦, p.510)。

さて、時間を再び〔史料R〕の時へ、即ち義仲追討後に戻すと、〔史料R〕の関連史料として注目すべきものが、次の〔史料T〕〔史料U〕である。

〔史料T〕 (『玉葉』元暦元年2月20条 (㊦, p.25))

去月廿一日所<sub>レ</sub>遣<sub>二</sub>頼朝許<sub>一</sub>之飛脚帰参。頼朝申云、「㊦<sub>1</sub>勸賞事只在<sub>二</sub>上御計<sub>一</sub>、㊦<sub>2</sub>過分事一切非<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>欲」云々。

〔史料U〕 (『玉葉』元暦元年3月28条 (㊦, p.35))

未刻、見<sub>二</sub>聞書<sub>一</sub>、全無<sub>二</sub>別事<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>大除目<sub>一</sub>之由、兼日謳歌、而㊦<sub>1</sub>依<sub>二</sub>頼朝申状<sub>一</sub>、㊦<sub>2</sub>被<sub>レ</sub>止<sub>二</sub>珍事等<sub>一</sub>了云々。頼朝㊦<sub>3</sub>叙<sub>二</sub>正四位下<sub>一</sub>、若是所<sub>レ</sub>望歟、將又推被<sub>レ</sub>行歟。然者、同㊦<sub>4</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>直官<sup>61)</sup><sub>一</sub>歟。

義仲追討の軍功について、(1月21日に頼朝に使わした使者が帰参し、義仲追討の勲功賞について) 頼朝は朝廷の計らいのままに (㊦<sub>1</sub>)、過分の望みはない (㊦<sub>2</sub>) との申状<sup>62)</sup> を提出したことを伝えてきた<sup>63)</sup>。3月27日の除

60) 『百練抄』寿永2年8月10日条によれば、この除目について「踐祚以前除目、人々傾<sub>二</sub>申之<sub>一</sub>」とあって、非難があったことが知られる (大系11, p.110)。同書8月16日条によれば、義仲は越後守から伊予守へ、行家は備後守から備前守へ遷任されたことが知られる (同頁)。

61) 「直官」は解釈が難しい。北村拓氏は「直官」としてそのまま地の文で記述されている (北村2005, p.145)。しかし、「直」の字の古訓に「アタヒ」「アタル」があり (『角川大辞源』)、古辞書をみても、例えば草川昇編『五本対照 類聚名義抄和訓集成 (一)』汲古書院, p.65では「アタヒ」の訓を挙げている。これを参考にして、義仲追討という頼朝勲功に値する (相応しい) 官と筆者は解しておきたい。なお、本稿の趣旨を2012年12月21日に (名古屋) 中世史研究会で口頭報告したが、その席上で、この「直官」の解釈について、名著刊行会本の文治2年5月10日条 (㊦, p.195) の「直官」用例について「京官」と校訂註が付けられているとの教示を桃崎一郎氏からいただいた。可能性が高い誤写とも思われるが、今は九条家本の読みに従い、記して後考に備えることにしたい。

62) かかる殊勝な態度が建前に過ぎないことは、前述の頼信申状〔史料G〕と同じである。

63) この情報そのものは『玉葉』によれば兼実は2月20日の段階で得ていた。

目では、この頼朝申状によって (㊶<sub>1</sub>)、在鎌倉のままの將軍任命という「珍事」は未然に防がれた (㊶<sub>2</sub>)。頼朝の正4位下の任官は(頼朝の)希望か、(朝廷側の)推測によるものか分からないが (㊶<sub>3</sub>)、(官職については) 相応しい官に任ずるべきだろう (㊶<sub>4</sub>) という記事である。

『源平盛衰記』〔史料V〕はこの叙位について次のように記している。

〔史料V〕(『源平盛衰記』5巻)<sup>64)</sup>

元暦元年三月二十八日、除目に兵衛佐頼朝正四位下に除す。尻付には、義仲を追討の賞とぞありける。元従五位下なれば、已に五階の賞に与る。勲功の越階、その例あるに依てなり。

『源平盛衰記』成立時点の認識において、これが勲功の越階であり勲功の場合は越階の先例があることと意識されていたことが知られる。

以上考察してきたように、元暦元年(1184)3月27日の除目で、4階越階して、従4位下に昇進した頼朝だが約1年後の文治元年(1185)4月27日にはさらに従4位下から一挙に従2位に昇進した。

〔史料W〕(『玉葉』文治元年4月26日条(㊶, p.152))

光雅仰云、「頼朝賞事、㊶<sub>1</sub> 於<sub>レ</sub>官者、指<sub>二</sub>其官一尙<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>依<sub>レ</sub>請之由、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰遣<sub>一</sub>也。㊶<sub>2</sub> 於<sub>レ</sub>位者、且可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>受<sub>レ</sub>之。㊶<sub>3</sub> 而先例於<sub>二</sub>殊功<sub>一</sub>者、有<sub>二</sub>越階之恩<sub>一</sub>。㊶<sub>4</sub> 仍可<sub>レ</sub>叙<sub>二</sub>正三位<sub>一</sub>之處、清盛之例不快、於<sub>二</sub>従三位<sub>一</sub>者頗無念歎。頼政雖<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>指功<sub>一</sub>叙<sub>レ</sub>之。不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>必庶幾<sub>一</sub>歎。㊶<sub>5</sub> 仍被<sub>レ</sub>叙<sub>二</sub>従二位<sub>一</sub>如何。可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其難<sub>一</sub>哉、可<sub>二</sub>計奏<sub>一</sub>者。余申云、「㊶<sub>6</sub> 正三位清盛之例、従三位頼政之例、頼朝共以不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>嫌申<sub>一</sub>事歎。㊶<sub>7</sub> 雖<sub>レ</sub>然、若有<sub>二</sub>其疑<sub>一</sub>者、被<sub>レ</sub>叙<sub>二</sub>二位<sub>一</sub>有<sub>二</sub>何難<sub>一</sub>哉。㊶<sub>8</sub> 勲功之超<sub>二</sub>先代<sub>一</sub>、和漢無<sub>二</sub>比類<sub>一</sub>之故也」者。

64) 本文は、史籍集覧所収『参考源平盛衰記』を底本とした水原一『新定源平盛衰記』1巻～5巻(新人物往来社、1988-1991)により、その巻数とページを示した(㊶, p.207)。『源平盛衰記』の成立については、鎌倉初期から南北朝期まで諸説あるが(同㊶, pp.9-10参照)、ここでその点には立ち入らない。

〔史料W〕によれば、頭弁藤原光雅が右大臣兼実の意見を徴しに訪れ、頼朝への勲功賞の方針についての後白河院の方針を伝えた。大約以下のとおりである。〈①官職については2つの候補を挙げて頼朝の意向如何と伝える(㉖<sub>1</sub>)。②位階は受けるだろうが(㉖<sub>2</sub>)、殊功の者は越階の恩賞の先例があるから(㉖<sub>3</sub>)、正3位に除すべきだが、清盛不快の例がある。従3位では、頼政を指したる恩賞もなく3位に叙した例があり、頼朝は「無念」だろう(㉖<sub>4</sub>)。よって、従2位ではどうだろう(㉖<sub>5</sub>)。〉という内容であった。

これに対し兼実は、〈清盛の例も頼政の例も頼朝は気にしないでしょうが(㉖<sub>6</sub>)、その疑いがあるのならば2位への叙位は何ら問題ありません(㉖<sub>7</sub>)。勲功が先代を超え、和漢に比類なきものだからです(㉖<sub>8</sub>)。〉と表向きは答えている<sup>65)</sup>。

この頼朝への昇叙で知られるのは、位階を与える側が、勲功を与えられる側である頼朝の意向を相当に気にしているという点であり、この点は上述来と同様の姿勢であったと言いうるであろう。

#### 4 小活

以上、10世紀の将門の乱への勲功賞以降の代表的な勲功賞をめぐる問題について考証してきた。

二章のおわりに勲功賞の特色を4点まとめておいたが、その結論は本章においてより精度の高い形で確認できたと思われる。本章での考察を加えて修正し、かつ要約して再掲することにしたい。

⊖ 勲功賞の決定過程では、あらかじめ勲功者の意向を聞きそれにそ

65) 兼実は本音では頼朝への従2位の叙位を「過分」とした。これに続く記事で「光雅退出了、余窃案之、太為過分、只被叙三位、可被相加官也。然而此儀出来之上、誰人申之、可被許之由哉、勿論事歟。」と記しており、3位に叙して、官職で補えばよいというのが、本心であったことが知られる。この頼朝への従2位叙位の記事を『源平盛衰記』でみると「三条大納言実房卿、件の座に着きて大外記頼業を召して、『源頼朝、前内大臣追捕の賞に従二位に叙せらるるの由、内記に仰すべし』とぞ仰せ給ひける。頼朝本位正下四位なり。勲功の越階常の例なり。」(『源平盛衰記』㊦、p.70)と記されている。

う形で実施されている

- ㊦ 勲功賞は、官位・官職両面にわたる例が多い
- ㊧ 勲功賞は主たる対象者には迅速に、一族や子孫郎従への恩賞は(当為としては勲功内容の調査の上で)実施されている例が多い
- ㊨ 勲功賞については「越階」の例が頻繁に見られる
- ㊩ 中世社会では、秀郷勲功賞が勲功賞の基準となり、南北朝期まで長く記憶された

以上である。ここでさしあたり、本稿の当初の課題の1つである保元の乱後の義朝勲功賞にかかわる元木説の当否について、結論しておこう。

保元の乱後の義朝への勲功賞である「左馬頭」(当初「右馬権頭」で不満により転任)という官爵の観点のみについてのみいえば、「順当」というべきと前述した。これを上記㊦～㊩の結果にそくして検討し直してみよう。

- ㊦ 義朝の意向を聞く手続きは確認できない
- ㊧ 義朝は、保元の乱での軍事的大功にもかかわらず、従5位下のままで、位階の昇進はなかった
- ㊨ 義朝の子息郎等らに対する特別の恩賞は確認できない
- ㊩ ㊦の当然の結果として「越階」などはありえなかった
- ㊩ 秀郷5～8階級特進という先例は、義朝も授与する朝廷も当然のこととして認識していた

以上の歴史的文脈において総合的に考えると、義朝に対する恩賞は〈薄かった〉と結論せざるをえない。

そして、実際、義朝は、この恩賞の決定に不満をもったのである。この点に関する限り、元木氏ご自身もお認めになっているところであるから<sup>66)</sup>、〈異論のない事実〉と行ってさしつかえない。元木氏はまず、この義朝が抱

66) 元木2012b, p.136, 元木2011, p.116, p.166など。

いた不満を直視されるべきであったものと思われる。

それゆえ、問題を正確にとらえ直せば、「右馬権頭」という当初の評価に不満をもった義朝が、「左馬頭」への転任によって、その不満の矛先をおさめたか、という命題として考えなければならなかったのだが、かくのごとく問題をとりえ直しても、上述㊶～㊸の判断基準からみるかぎり、筆者は元木説には左袒することはできず、「深い不満をいだいた」という竹内理三、田中稔、石井進説が正しい、と結論せざるをえない。

それゆえ、我々は保元の乱後の義朝にかんする勲功賞評価については、竹内ら古典学説へ戻らなければならない。

平安時代の古記録・古文書に通暁していた竹内理三が「且依<sub>レ</sub>勲功之優劣<sub>一</sub>、且随<sub>レ</sub>本官之高下<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>計行<sub>一</sub>勲」（〔史料S〕⑤<sub>3</sub>）という平安・鎌倉を通じた勲功賞の大原則を知らずに立論していたとは想定しにくく、竹内にとってそれは記すまでもない、いわば自明の大前提であったと推測される。

「恩賞の多寡を考える場合、それ以前の立場・地位を考慮せねばならない」とされた設問そのものは不当ではない。しかし、求められる手続きとしては、第1に、義朝の抱いた不満を直視すべきであった。そして第2に、その着想を勲功賞の歴史的な脈の中で確認されるべきであった。もちろんこの点は、元木氏のみでの責任ではない。氏の問題提起に最初に接したとき、漠然とした疑問を抱きながら、厳密な意味で自らの専門外と考えて、検証を怠ってきた筆者自身の自戒である。

勲功賞は、義朝に限定されず、与える側と受けとる側で、認識の違いを生じ、紛争あるいは謀叛の原因となるきわめて厄介な——当の被授与者側にとっては死活的意味をもつ重要問題である。頼義が自らの勲功賞にとどまらず、戦闘に参加した郎等らへの勲功賞獲得のため、伊予国の済物を私物で補う犠牲をはらっても京都にとどまり、2年をかけ粘り強く要求を続けた姿勢と、これを支えたであろう勲功に対する自己評価の高さを想起すべきであって、この点は、義朝も同様であったと推考されるのである。

本稿の第1の課題に関する結論は、きわめて簡単なものであって、そのために、あまりにも多くの紙幅を費やしたのではないかという批判も予想される。その批判は甘受すべきであろう。

しかし、元木氏の問題提起からかなりの時間がたち、また当該時代に造詣の深い複数の研究者が元木説を祖述する現状を踏まえて、筆者に可能な限り正確な形で、課題の分析・検討を行ったため、多言を要することになったのである。

最後に、章をあらため、保元の乱後の義朝の抱いた不満が、平治の乱の蜂起へ向かう動機形成について、さらに若干の検討をおこなってみたい。

## 四 義朝謀叛の動機形成

### 1 〈家〉相互の比較という視点

義朝が謀叛にいたる動機形成の端緒に保元の乱後勲功賞への不満が通説の記すとおり確かにあったという上記の結論を前提にしても、その要素が、蜂起決断という具体的な動機となるには、さらにいくつかの諸要素の累積が認められるものと思われる。この点を通説のなかでも、もっとも諸要素をバランスよく記している<sup>67)</sup>竹内理三の関連記述を引用しつつ検討することにしたい。

④①保元の乱の実戦で、源義朝は平氏一門よりもはるかに力闘して、勝利の原因をつくった。④<sub>2</sub>勝因となったのは清盛ではなく義朝であった。にもかかわらず④<sub>3</sub>乱後の思賞に、平清盛は播磨守、弟頼盛・教

67) たとえば、戦前の通説を代表すると思われる黒板勝美は④①の要素を記し(黒板1932, pp.364-365), 上記の竹内に続く戦後第2回目の岩波講座で当該時代を担当した田中稔も黒板と同様に④①の要素を記し(田中1991, p.10), 『日本歴史大系1』での石井進は④のみ(石井1984, p.1003), 『平安時代史事典』「平治の乱」の橋本義彦氏も④のみの要素を記されている。なお渡辺保が『源氏と平氏』で④②③の諸要素を記していて(渡辺1955, pp.113-126)。渡辺は家と家の対抗関係が保元の乱後に始まったことを指摘している(同, p.113)。

盛らにいたるまで思賞をうけたに反して、㊦<sub>4</sub>源氏は義朝一人わずかに右馬権頭、㊦<sub>5</sub>しかも父の助命をきかれず、㊦<sub>6</sub>一家壊滅に近い打撃をうけたことによって、㊦<sub>7</sub>深い不満をいだいた。

㊦ そのうえ、㊦<sub>1</sub>内裏造営に当たって平家一門は貞観殿・仁寿殿・淑景舎・宮城諸門を造進して世人の目をひいたのに対し、㊦<sub>2</sub>義朝はわずか北門を造進するにすぎなかったわびしさ。

㊦ ㊦<sub>1</sub>義朝は信西の権勢をみてこれと結んで地位の挽回をはかろうとし、㊦<sub>2</sub>信西の子是憲を簪に迎えようとして㊦<sub>3</sub>拒まれたばかりか、㊦<sub>4</sub>かえって信西は子重憲を清盛の簪にした。雇兵隊長もいやでも自己自身のおかれた地位を自覚せざるをえなかった。㊦<sub>5</sub>たまたま信西のために希望の官途につくことを拒まれた院の近臣藤原信頼にさそわれてこれに応じたのは当然であろう（竹内1999, p.230）。

以上竹内の記述を3つにわけて引用したのは、以下、この㊦㊦㊦の3点をめぐる問題を吟味したいからである。㊦㊦㊦をより一般化して言いかえれば次のとおりである。

- ㊦ 第1。（別稿Ⅱでも指摘したとおり）義朝、清盛、信頼、信西の問題は、〈家〉を単位として考えるべきであるという問題。
- ㊦ 第2。内裏造営にあたっての義朝、清盛一家への国宛てとその勸賞の比較の問題。
- ㊦ 第3。義朝、清盛と信西一家の婚姻にかかわる問題。

㊦の問題は前章からの継起的問題である。二、三章では、竹内の記述㊦のうち、㊦<sub>4</sub>、㊦<sub>7</sub>について、勲功賞の歴史から支持できることを確認したのだが、本章ではその他の問題を考えてみたい。

まず、㊦=㊦の問題について簡単に触れておきたい。

この時の内裏造営について、元木氏は、「源平の格差」という見出しで、伊勢平氏一門と義朝の比較をされている。

伊勢平氏一門が、頼盛（貞観殿→従4位下）、教盛（陰明門→正5位下）、経盛（淑景舎→従5位上）と、それぞれの殿舎国宛を担当し、その功で矢印右の位階へと昇叙したのに対し、河内源氏に目を転ずると、「当主たる義朝の位階は正五位下、これは清盛の嫡男重盛と同等に過ぎないのである。この時に下野守義朝が担当したのは、主要な殿舎ではなく、北廊、すなわち内裏北側の廊下でしかなかった」（元木2012b, p.154）と記述され、両者の格差を強調している。

元木氏の指摘される事実には誤りはないのだが、この割り当ては、亡弊国ゆえにかかる国宛を割り当てないとされた道長時代以来の伝統をうけて（加藤友康1998, p.164）、他の坂東諸国や遠国などとともに、（諸門・）廊などの付属施設が義朝に割り当てられたにすぎないから、これを義朝の経済力の問題としてのみとらえるのは、必ずしも正しくはない<sup>68)</sup>。

次に、保元の乱の大局的な勝敗に関していえば、清盛の帰趨を重視する立場から、竹内の④<sub>2</sub>評価に異論の余地はあるものの（元木2011a, p.166, p.176, 高橋昌明2007, p.22）、戦闘勝敗への寄与についていえば、竹内の④<sub>1</sub>、④<sub>2</sub>の評価に異論はないであろう。よって以下では、④<sub>3</sub>～④<sub>6</sub>の問題を検討する。

④<sub>3</sub>～④<sub>6</sub>では、義朝一家が義朝一人右馬権頭の恩賞で、父兄弟の助命かなわず、一家壊滅に近い状態であったのに対し、清盛一家は弟らも勲功賞を受けた、両家の比較が記されている。竹内が〈家〉の比較に意を用いたのは、「あの時代には家というものはあっても個人というものが無い」という基本認識によるものであろう（竹内理三2007, p.112）。

しかし、こうした義朝一家と清盛一家の比較という視点自体への批判を

68) この内裏造営の国宛てについては、五味文彦1987, p.189および、上島享2010, pp.668-675が詳しい。

含め、この点においても、通説批判をさまざまな形でおこなっておられるのが元木泰雄氏である。

元木氏によれば、こうした義朝と清盛の比較そのものが鎌倉時代以降に作成された『愚管抄』や『平治物語』によって作られた「源平対等史観」の所産であると主張されている<sup>69)</sup>。

筆者の知る限り、元木氏が『愚管抄』の史料論を独自に展開されているわけではなく、また、従来の研究史をどこまで踏まえて「源平対等史観」による記述であると主張されるのかにわかに判断しかねるのだが、元木氏の主張は、竹内の記述で言えば、㊦㊧に、論点としては㊤㊦に密接にかかわるから、『愚管抄』が源平対等史観にもとづいて書かれているという主張についても多少吟味しておこう。

というのは、通説記述のかなりの部分が、『愚管抄』に典拠があると想定されるからである<sup>70)</sup>。

69) この見方を元木氏が強調されるようになったのも2004年以降だと筆者は判断している。元木2004/2012 b, p.154では『愚管抄』や『平治物語』によって、平清盛と源義朝とが対等な立場で対抗していたかのような見方が根強い。しかし、そろそろそうした「源平対等」の歴史観から脱却する必要があるだろう」とされ、同書, p.165では、「義朝は『愚管抄』の源平対等史観によって誤解され、過大評価されてきた」とされ、元木2011, p.177では、同様の趣旨を記した後、「このような「源平対等」史観は卒業する時期が来ている」と提言されている。

70) 実は、近代歴史学の通説は、よりさかのばれば中世以来の説でもある。北畠親房の『神皇正統記』は、平治の乱の原因として、①信頼の慢心、②近衛大将の望みを信西に阻止された、という2点と、③上記の①の問題、④義朝が清盛に抑えられて遺恨を抱いた、⑤清盛が信西の縁者になったため特別に昇進した、というおよそ5点をあげている。(岩佐正校注(1965)古典文学大系本『神皇正統記 増鏡』岩波書店, pp.148-149)。また『愚管抄』に先立つ、『今鏡』は、上記①②の点を乱の原因にあげる(竹鼻績(1984)『今鏡(上)全注釈』講談社学術文庫, p.495)。これらの記述と『愚管抄』の系譜関係が問題になるが、『愚管抄』は「実際には著者慈門の一族である撰関九条家の子孫にしか読まれなかったらしく、貴族社会で広く注目されるようなことはなかった。…(中略)…『愚管抄』が九条家の子孫以外にも解放され、古典を研究する人々によって、よまれるようになったのは、江戸時代も半ばを過ぎてからのことであった」(大隅和雄1984, p.169)という大隅和雄氏の指摘を前提にすると、『愚管抄』を前提に『神皇正統記』などが書かれたとはあまり想定できないものと思われる。なお、『愚管抄』と『平治物語』の系譜関係については、早川厚一2007, pp.53-58を参照されたい。

## 2 『愚管抄』と「源平対等史観」について

まず、議論の対象となる『愚管抄』の関連部分を掲げておく。

〔史料Y〕（『愚管抄』巻5（大系，p.226））

（（前略）この信西を信頼そねむ心いできて<sup>71)</sup>，①義朝，清盛，源氏，平氏にて候けるを，②各この乱の後に世をとらんと思へりける，③義朝と一つ心になりて，はたと謀反をおこして，④それも義朝，信西そこに意趣こぼりにけるなり。（以下，3節〔史料Z〕の引用に続く）

この部分は、信頼が信西の子供が多く皆優秀なので、〈信西をうらやみねたむ〉心が起こった、という巻5の文脈に続く文である。直訳すれば以下の②のように解される。

② 〈義朝と清盛は，源氏と平氏であったが〉（①<sub>b</sub>），〈保元の乱後に，それぞれ覇をとねえよう<sup>72)</sup>としたのだろうか〉（②<sub>b</sub>），（信頼が）〈義朝と同心して急に謀叛を起こした〉（③<sub>b</sub>）。〈この謀叛も，義朝が，信西に深く恨みを抱いていたからであった〉（④<sub>b</sub>）

元木泰雄氏はこの一節にかんして独特の解釈を提示されている。元木氏は〔史料Y〕を引用して次のように記されている。

⑦ 「（①と②を引用）といった文言がある。①慈円が当時の源平を対等と見ていたことは明らかといえよう。対等の源平両氏から，②信西は

71) この前の文で「俊憲等才智文章など誠に人に勝れて，延久例に記録所おこし立てゆゝしかりけり。大方信西が子どもは法師ども、数しらずおほかるにも，みなほどほどによき者に有ける程に」とあって，〔史料Y〕に続くのだが，この全文は別稿Ⅱで検討したので参照願いたい。

72) 「世をとる」の訳は大隅2012b，p.248では「力を競っていた」とする。『愚管抄』巻5の別の箇所では「世をとりたる時は，世はただうせにおとろえ」（大系本，p.266）という用例がある。他例では，『源平盛衰記』巻20に「佐殿の当時の寸法を以て，平家の世をとらんとし給はん事」（水原一『新定 源平盛衰記』③，p.62）との用例があり，これらから，その意味を本文のごとく解した。

平清盛を選んだ。それゆえに㉞<sub>3</sub>義朝は憤激したということになる。  
(元木2011a, p.178)

㉞<sub>1</sub>, ㉞<sub>2</sub>点線部からなにゆえ㉞<sub>1</sub>〈源平対等〉という慈円の見方が導かれるのか、まったく理解できない。ここでは、㉞<sub>1b</sub>, ㉞<sub>2b</sub>のように言っているだけであり、言葉を補って分かりやすく解釈すれば、「義朝・清盛は、源氏・平氏の中心人物で、乱後の政治の中で互いに力を競っていた」(大隅和雄2012b, p.248) ととるのが自然な解釈である。「対等」云々はいったい、㉞<sub>1</sub>, ㉞<sub>2</sub>のどこから導かれる解釈なのだろうか。政治的・経済的に対等だろうがあるまいが、保元の乱で200騎と300騎<sup>73)</sup> という最大の兵力動員実績をもった両者が、乱後争うことは十分ありえることなのであり、それを可能性としてもキチンと認めることが史料を虚心によむという態度ではないか。

元木氏による『愚管抄』の立場の偏りにかんする言明は次の㉞に引用した2004年に遡る。

㉞㉞<sub>1</sub>義朝は『愚管抄』の源平対等史観によって誤解され、過大評価されたと考えられる。㉞<sub>2</sub>義朝が信西を攻撃したのは、信頼との関係によるものであり、㉞<sub>3</sub>『愚管抄』が義朝の存在や立場を大きく評価したのは、鎌倉幕府成立後の鎌倉將軍家の姿を義朝に遡及させたためである (2004/2012b, p.165)。

元木氏のこれら㉞, ㉞の議論はいくえもの問題を抱えている。

第1に、㉞<sub>1</sub>, ㉞<sub>1</sub>, ㉞<sub>2</sub>, ㉞<sub>3</sub>はすべて推測にもとづく記述であるという点に注意しなければならない。

第2に、㉞<sub>1</sub>の言明が、『愚管抄』の史料学的な検討にもとづいて導かれた仮説ではなく、この〔史料Y〕前後の記述から語られたところの、いわば、トートロジー(同語反覆)となっている点である。もし『愚管抄』が「源平対等史観」で書かれていると主張されるのであれば、『愚管抄』の研究史

73) 『兵範記』保元元年7月11日条(㉞, p.117)

を踏まえた独自の『愚管抄』の史料学的な分析を踏まえるべきである。

第3に、「源平対等史観」という概念そのものが、歴史学の分野で一般的ではないように思われる。この用語は元木氏の論文集（1996）の索引にも挙げられておらず、2002年までの著作でも筆者の見た限りでは使用されていないように思われる。おそらく、2004年の『保元・平治の乱を読みなおす』で導入された用語ではないかと臆測するのだが、歴史学の分野で市民権を得ているとは言いがたい。

一方、この「源平対等史観」と近いと思われる概念として、「武家発達史観」があって、これは比較的古くから使用されている概念と思われる。しかし、『愚管抄』の研究史は「武家発達史観」という読み方に否定的である。大隅和雄氏は、「慈円が叙述した同時代史を武家発達史的な観点で読もうとするような性急な読者がいるとすれば、その人は『愚管抄』の内容に幻滅を感じて、慈円の公家的な立場の限界を説くことになるであろう。」（2012a, p.191）と指摘されている点に注意しなければならない。元木氏はこの概念を学問上の概念として今後も用いるのであれば、明確な概念規定を行って使用されるべきである。

第4に、『愚管抄』が書き上げられたのが、承久の乱が勃発する直前の承久2年（1220）10月頃と考えられている点である（坂本太郎1989, p.356<sup>74</sup>）。その前年1月27日に源氏3代將軍実朝が暗殺され、7月19日に三寅（九条頼経）が鎌倉に入っており、『愚管抄』の完成時期は、將軍の不在を好機とみて、後鳥羽院による討幕運動が急速にたかまっていた時期であった。慈円の目の前で、源氏の將軍はもろくも瓦解していたのである。この点から考えるならば、〈強固な源氏將軍〉というイメージを慈円が持ちえたか、あるいはそれを遡及して歴史を考ええたか当然疑問のあるところである。

以上、簡単ではあるが㊦㊧の議論の問題点を指摘した。『愚管抄』の義朝記述が、「源平対等史観」で書かれているというのは、元木氏の予見にもと

74) 詳しくは、古典文学大系本『愚管抄』, pp.8-12, および大隅和雄2012a, pp.121-125参照。

づく独自解釈にすぎず<sup>75)</sup>、我々は『愚管抄』の文脈が意味するものを慎重に読み取っていかなければならない。

### 3 義朝の信西一家への婚姻申し入れをめぐる問題

〔史料Y〕に続いて、『愚管抄』の語るのは、義朝と信西一家との婚姻問題である。関係部分を引用し、大意をとっておきたい<sup>76)</sup>。

〔史料Z〕(『愚管抄』巻5(大系, p.227))

①信西は時にとりてさうなき者なれば、②義朝、清盛とてならびたるに<sup>77)</sup>、③信西が子に是憲とて、(④信乃入道とて、西山吉峯の往生院にて最後十念成就して決定往生したりと世に云聖のありしが、)⑤男にてさかりの折ふしにしありしを、⑥ささへて、「むこにとらん」と義朝が云けるを、⑦「我子は学生なり、汝がむこにあたはず」と云、⑧あらしきやうなる返事をしてきかざりける程に、⑨やがて程なく当時の妻のきの二位が腹なるしげのりを清盛がむこになしてける也。⑩ここにはいかでかその意趣こもらざらん。

〔大意〕信西は当時権勢並ぶものもない人で(①)、(武者としては)義朝・清盛の二人が並んでいたが(②)、信西の子で是憲が当時はまだ男盛りであった(③、⑤)<sup>78)</sup>。その是憲をつかまえて「聳にしたい」と義朝がいったのを、(信西が)「わが子は学問の道を修めている。そなたの婿にはふさわしくない。」(⑦)といて、乱暴な返事をして聞

75) それゆえ、⑦の後に記されている「清盛と義朝とでは政治的地位に大きな開きがあった。」(元木2011, p.178) ことの具体的記述はほとんど意味がない。

76) 大隅和雄氏の訳や、古典文学大系の頭注らを参照したが、基本的には私訳である。

77) この②について、「ならば称されていた」(元木泰雄2012b, p.164)と意識するのは誤りすぎであろう。なお挿入的部分④のポイントを落として筋を簡明に示してみた。

78) この③、⑤の間に、——『愚管抄』独特の文体で、英語の関係代名詞のように、挿入句が次々として読みづらい要因となっているのだが——④の是憲についての(後のキャリアの)説明がはいっている。つまり、「のちに信濃入道といわれ、西山吉峰の往生院で臨終の念仏をしっかりと唱え、極楽往生を確実にしたと世にいう聖」と説明しているのである。

き入れなかった頃(②<sub>8</sub>)、(信西はそれから)すぐ時をおかずに、当時の妻であった紀2位との間の子成範を清盛の婿になしてしまったという(②<sub>9</sub>)。この経緯ではなんといいても義朝の恨みがこもってしまおう(②<sub>10</sub>)。

さて、この是憲だが、信西には子が多く、『分脈』に記されただけでも20人、その内、男子は15人を数えている。この15人それぞれの官歴等については、別稿Ⅱでやや詳しく検討したのでご参照いただきたい。

15人の男子の内、5番目の脩憲が平治の乱時点数えで17歳で、6番目の静賢は保元3年(1158)に法勝寺執行となっているので<sup>79)</sup>、7番目以下の子供達は、いまだ十代前半以下である。その中でも比較的年上の子等は入寺していた可能性があるだろう。

とすると、義朝の娘婿の可能性としてあげられるのは、それよりも年長の子供たちである。その5人の内では、年長の3人が高階重仲の女との間の子で、年少の2人が紀伊2位との子となる。そして長子の俊憲と次子の貞憲は、保元2、3年末には各々三事兼帯の要職にあり、保元4年(1159)に俊憲は参議に任じられ、貞憲は従4位下に叙され、右中弁に転じていた(1159. 閏5.25)。(以上別稿Ⅱ参照)

以上の状況を考え、かつ義朝が是憲に申し入れをしたという『愚管抄』の記事が認められるとすれば、義朝の〈目のつけどころはそれなりにいい〉のである。義朝は、一家の劣勢を挽回するために、婿の候補としてはもっとも可能性のある子=是憲に婿取りを申し込んだと考えられる。是憲(本名高尹)は、保元3年末には従5位下少納言信濃守で、年の頃は30歳前後、対象となりうると想定される5人の信西子息の中ではもっとも官位・官職が低く、義朝一家に合う可能性が高かった。

信西が「我子は学生なり、汝がむこにあたはず」(②<sub>7</sub>)というのは、そ

79)『山槐記』治承3年4月23日条に法勝寺執行の補任記事があり、「本執行法印静憲〈少納言信西入道子、保元補<sub>レ</sub>之、平治乱被<sub>レ</sub>止<sub>二</sub>其職<sub>一</sub>〉」とある。

れはそれで理由がある答えといえようが、問題は清盛の娘婿とした成憲である。

成憲は実務官僚としてのキャリアをもつ兄たちと違い、近衛コース（将をたどって昇進しており、儒者の家系で卑官で入道した人物の子息としては異例とも言える昇進をしていた。紀伊2位の長子いわば嫡妻子といえ、信西一家の次代の軸となるべき人物であった。

これを要するにこうである。義朝は、実務コースをたどって相対的に昇進も遅く、信西の子の中ではもっとも可能性のある是憲に婿取りの申し入れをしたのだが、すげなく断られ、一方、清盛には、信西一家の嫡子で、正4位下・左中將・播磨守（保元4年1月時点）である成範を婿としたのである。

これをさらに換言すれば、義朝にとっては矜持を傷つけられた直後に、信西一家嫡子と清盛一家との、次代における強い結びつきに直面したということになる。『愚管抄』は、この遺恨を深めた事態を「かやうのふかく（不覚）をいみじき者もし出すなり。さらにさらにちから及ばぬ事なり。」（このような不注意を立派な者もしでかすのだ。まったくもって人知の及ぶところでない）（大系本、p.227）と、信西の極めたる才智を前提に、こうした遺恨が平治の乱に結びついていく経緯を不可知的な問題と理解している<sup>80)</sup>。

80) ここでも、元木泰雄氏の解釈は、筆者とは——というより筆者は通説の肉付けをただけだから、——通説とは大きく異なる。元木氏は、義朝と信西の「身分上の違いは歴然」で、「この縁談は義朝にとって相当に背伸びしたもので、断られるのも当然」だが、「清盛と信西一門は、ほぼ同等の家格」だとし、「いくら縁談を断られたからといって、義朝が信西を打倒しようとするほどの憤懣を有したとはとうてい考えがたい」とされる（元木2012b, pp.164-165）。しかし、信西は儒者の家系で卑官で入道した者であり、その「家格」が確定した家筋とは考えられない。その一家が実態として大きな実力をもっていたとしても——（実力のほどは間違いない事実である）——、固定した家格観念で義朝との婚姻が判断されるような家であったとは思われない。さらに、近年の元木氏の解釈は事実にもとづくこうした推量をもはるかに超えた想像の世界となっている。つまり、「これを義朝が無知であったためとは、とうてい考えがたい。おそらくは実現の可能性が低いことを承知で、適当に信西の息子を選び、信西に申し入れたというところではあるまいか。こうした動きによって、信西に対しことさらな敵意がないことを示すのが目的ではなかったか。むろん、あわよくば昇進に大きな影響力を有する信西に接近を図ろうとしたのであろう。慈円のいう通り縁談は拒

#### 4 〈家〉相互の比較にかんする総合的検討

さて、以上、『愚管抄』の記述をもとに、平治の乱における義朝蜂起の動機形成について考えてきたが、最後に『愚管抄』を離れ、義朝の〈家〉と清盛の〈家〉の比較という観点に戻り、課題へと迫ってみたい。

両家の比較をする場合、本来は、両氏の権力基盤の重要な部分をなす、主従制の質や量といった権力編成の実体面に注目する必要があるのだが、今はその準備がない。そこで、ここでは、貴族社会で獲得しえた外的な徴証である官位、官職、知行国あるいは受領という面から考えてみたい。

比較検討する手がかりとして、平家一門と義朝が保元の乱直前から平治の乱直前まで獲得した、位階・官職・国（知行国、受領）について整理し、表1から表8を作成した<sup>81)</sup>。次に、数量的な比較によりアウトラインを把握する目的で、位階、官職、国をすべて官位相当に換算して指標化してみた。たんなる指標であるから、その数値自体にこだわるつもりはまったくない。

一覧表にしなくても予想されたのではあるが、表1から表8をみると清盛の〈家〉については、清盛の弟、子を含めた、一家としての大幅な進出がみてとれる。一方、義朝に関していえば、その兄弟の多くは保元の乱で

---

絶された。しかし、それは想定内の出来事であり、けっして挙兵の動機になることはなかったのである。」(元木2011, pp.180-181)。かかる記述が、歴史学の成果というのでなければ、想像の翼をどこまでも広げてもご自由なのだが、かりに歴史学の成果による記述としてみた場合は、この記述は事実立脚性を生命とする歴史学の許容範囲をはるかに超えたものである。

81) 保元元年から平治元年まで、1月末日と7月末日の2つの観測点を設定した。位階は6位を基準点=0とし、従5位下を1単位指標=1ポイントとして、1階上階するごとに1ポイントを加算して表示した。また、官職もその個性を無視しすべて官位相当に換算して従5位下相当官を1ポイントとし、昇叙の相当位に応じて加算した。国(守)の場合も、すべて官位相当に換算したが、知行国の場合、(介の徴証のみで相当が従5位下に達しなくても)1ポイントを入れた。なお、検討にあたっては安田元久(1967)付録の「平氏一門官位昇進対照表」を手がかりに、『分脈』および『補任』およびその他の補任類を参考にしたが、あまりに煩雑にわたるため典拠表示は省略に従った。ただ平氏知行国については、五味文彦1984, p.165所掲表9を参照した。

死亡し、また義朝の子に対する勲功は与えられなかった。ゆえに、義朝はこれに合算すべきメンバーが、この時点では認められないのである。

次の作業として、清盛の〈家〉については、表1から表7までのすべての指標を合算し、義朝の指標と時系列に比べた表9を作成し、これにもとづいて、グラフ1を作成した。

表9およびグラフ1によれば、ただちに以下の点が読み取れよう。

表1 清盛の位階・官職・国の獲得状況および指標

年号	西暦	位階		官職		国		計
保元1	1156.1	正4位下	7			安芸守	1	8
	1156.7	正4位下	7			播磨守	2	9
保元2	1157.1	正4位下	7			播磨守	2	9
	1157.7	正4位下	7			播磨守	2	9
保元3	1158.1	正4位下	7			播磨守	2	9
	1158.7	正4位下	7	太宰大貳	4	播磨守	2	13
保元4	1159.1	正4位下	7	太宰大貳	4	播磨守	2	13
平治1	1159.7	正4位下	7	太宰大貳	4	播磨守	2	13

表2 経盛の位階・官職・国の獲得状況および指標

年号	西暦	位階		官職		国		計
保元1	1156.1	従5位下	1					1
	1156.7	従5位下	1					1
保元2	1157.1	従5位下	1			知・常陸介	1	2
	1157.7	従5位下	1			知・常陸介	1	2
保元3	1158.1	従5位上	2			知・常陸介	1	3
	1158.7	従5位上	2			知・常陸介	1	3
保元4	1159.1	従5位上	2			知・常陸介	1	3
平治1	1159.7	従5位上	2			知・常陸介	1	3

表3 教盛の位階・官職・国の獲得状況および指標

年号	西暦	位階		官職		国		計
保元1	1156.1	従5位上	2			知・淡路守	1	3
	1156.7	従5位上	2			知・淡路守	1	3
保元2	1157.1	従5位上	2			知・淡路守	1	3
	1157.7	従5位上	2			知・淡路守	1	3
保元3	1158.1	正5位下	3			知・淡路守	1	4
	1158.7	正5位下	3	左馬権頭	2	知・淡路守	1	6
保元4	1159.1	従4位下	5	左馬権頭	2	大和守	2	9
平治1	1159.7	従4位下	5	左馬権頭	2	大和守	2	9

表4 頼盛の位階・官職・国の獲得状況および指標

年号	西暦	位階		官職		国		計
保元1	1156.1	正5位下	3			知・常陸介	1	4
	1156.7	正5位下	3			知・常陸介	1	4
保元2	1157.1	正5位下	3	右兵衛佐	0	安芸守	1	4
	1157.7	正5位下	3	右兵衛佐	0	安芸守	1	4
保元3	1158.1	従4位下	5	中務権大輔	4	安芸守	1	10
	1158.7	従4位下	5	中務権大輔	4	安芸守	1	10
保元4	1159.1	従4位上	6	中務権大輔	4	三河守	1	11
平治1	1159.7	従4位上	6	中務権大輔	4	三河守	1	11

表5 重盛の位階・官職・国の獲得状況および指標

年号	西暦	位階		官職		国		計
保元1	1156.1	従5位下	1	中務小輔	2			3
	1156.7	従5位下	1	中務小輔	2			3
保元2	1157.1	従5位上	2	中務小輔	2			4
	1157.7	従5位上	2	中務小輔	2			4
保元3	1158.1	正5位下	3	左衛門佐	1			4
	1158.7	正5位下	3	左衛門佐	1			4
保元4	1159.1	正5位下	3	左衛門佐	1	遠江守	1	5
平治1	1159.7	正5位下	3	左衛門佐	1	遠江守	1	5

表6 基盛の位階・官職・国の獲得状況および指標

年号	西暦	位階		官職		国		計
保元1	1156.7	従5位下	1					1
保元2	1157.1	従5位下	1					1
	1157.7	従5位下	1					1
保元3	1158.1	従5位下	1					1
	1158.7	従5位下	1					1
保元4	1159.1	従5位下	1			知・淡路守	1	2
平治1	1159.7	従5位下	1					1

表7 宗盛の位階・官職・国の獲得状況および指標

年号	西暦	位階		官職		国		計
保元3	1158.1	従5位下	1					1
	1158.7	従5位下	1					1
保元4	1159.1	従5位下	1					1
平治1	1159.7	従5位下	1			知・淡路守	1	2

表8 義朝の官爵・受領・国の獲得状況および指標

年号	西暦	位階		官職		国		計
保元1	1156.1	従5位下	1			下野守	1	2
	1156.7	従5位下	1	左馬頭	2	下野守	1	4
保元2	1157.1	従5位上	2	左馬頭	2	下野守	1	5
	1157.7	従5位上	2	左馬頭	2	下野守	1	5
保元3	1158.1	正5位下	3	左馬頭	2	下野守	1	6
	1158.7	正5位下	3	左馬頭	2	下野守	1	6
保元4	1159.1	正5位下	3	左馬頭	2	下野守	1	6
平治1	1159.7	正5位下	3	左馬頭	2	下野守	1	6

表9 清盛一家と義朝（一家）の官・爵・国獲得指標の推移

	保元1.1	保元1.7	保元2.1	保元2.7	保元3.1	保元3.7	保元4.1	平治1.7
清盛の〈家〉	19	21	21	23	32	38	44	44
義朝（一家）	2	4	5	5	6	6	6	6

グラフ1

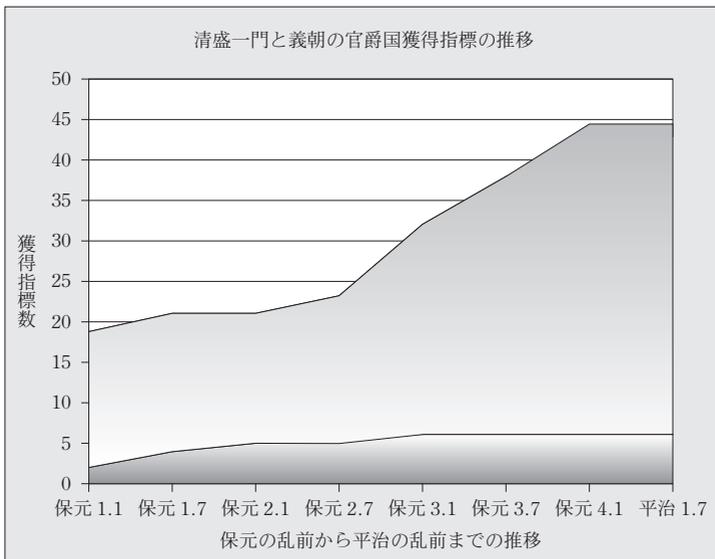


表9およびグラフ1から確認される最大の特徴は、保元の乱以前の段階において、義朝の〈家〉と清盛の〈家〉との間には大きな差があったのだが、しかしその差は、義朝の保元の乱での勲功第1にもかかわらず、乱後に広がる一方であったということである。この点はきわめて単純な観察だが、基本的観点と思われるので強調しておきたいのである。

## 結び

論じ残した点が多いが、本稿で述べた点をまとめてむすびとしたい。

第1に、保元の乱後の義朝勲功賞の評価について、前後の歴史的文脈において総合的に検証した結果、義朝に対する恩賞は〈薄かった〉と評価すべきである。この点は三章で小活したのでここでは繰り返さない。

第2に、『愚管抄』の義朝記述が、「源平対等史観」で書かれているという主張は根拠がなく、義朝の謀叛を考えるにあたっては、義朝、清盛を個人としてではなく〈家〉相互の問題として考えるべきであり、『愚管抄』の記述を十分に尊重しなければならない。

第3に、義朝・清盛一家と信西一家の婚姻についていえば、義朝は劣勢挽回のためもっとも受諾可能性のある是憲に婚姻を申し入れたが拒絶されその矜持を傷つけられた直後に、信西一家の嫡子である成憲と清盛一家との婚姻という事態に直面したと推考され、これが、信西および清盛に対する義朝の敵愾心を大いに強める結果になったものと推定される。

第4に、義朝一家と清盛一家の差は、保元の乱まえから歴然とあったが、義朝の保元の乱での勲功第1にもかかわらず、保元の乱後にその差は広がる一方であり、通常的手段において清盛一家に対する状況を挽回することはできないという展望を抱いていたと推定される。

以上の義朝と同様、信西一家の進出に対して不満あるいは不安を抱いているという共通の基礎的条件を有し、またおそらくは二条親政による理想の政治実現という大義<sup>82)</sup>(共同の正当性)を掲げた謀叛参加貴族集団の誘い

(共同謀議)に於じて、義朝は——他の二条天皇派の源光保・源頼政らの清和源氏および信西に不平をもつ源季実らの文徳源氏(石井進2004, p. 194)らとともに、——三条殿焼き討ちに参加したものと推定される。

以上、多くの紙幅を費やしたにもかかわらず、本稿で記述しえたのは、平治元年(1159)12月9日に義朝が三条烏丸殿襲撃に参加する動機形成の一端にすぎない。本稿での考察が果たして半世紀前に書かれた竹内理三の平治の乱の研究からどれだけ歩を進めえたかはなほだ心許なく自信がない。平治の乱にかんする事件の経緯、そして乱の終焉、および謀叛の思想にかかわる諸問題についてはすべて今後の課題としたい。

#### 〔参考文献〕

- 阿部猛 (1993) 『平安貴族の実像』東京堂  
 飯田悠紀子(1979) 『保元・平治の乱』教育社  
 石井進 (1984) 『日本歴史大系1』第四章「平氏政権」山川出版社(2004\*)  
                   『石井進著作集③』岩波書店  
 上島享 (2010) 『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会  
 上横手雅敬(1981) 「院政期の源氏」『御家人制の研究』吉川弘文館  
 ————— (1997\*) 『源平の盛衰』講談社学術文庫(初出1969)  
 延慶本注釈の会編 (2005) 『延慶本平家物語全注釈 第一本』汲古書院  
 遠藤元男 (1966) 『源平史料総覧』雄山閣  
 大隅和雄 (1984) 『中世思想史への構想』名著刊行会  
 ————— (1986) 『愚管抄をよむ』平凡社選書(2012a\*) 講談社学術文庫  
 ————— (2012b) 『愚管抄全現代語訳』講談社学術文庫  
 大森金五郎(1923) 『武家時代之研究①』富山房  
 隴谷寿 (1984) 『清和源氏』教育社歴史新書  
 加藤友康 (1998) 「平安貴族の『坂東』像」『日本歴史』600  
 川尻秋生 (2001) 「古代東国における交通の特質」『古代交通研究11』八木書店  
 ————— (2007) 『戦争の日本史 平将門の乱』吉川弘文館

82) この点は別稿Ⅱでも見通ししか示せていない。別稿を期すことにしたい。

- (2009) 川尻秋生編『将門記を読む』吉川弘文館
- 河内祥輔 (2002) 『保元の乱・平治の乱』吉川弘文館
- (2007) 『日本中世の朝廷・幕府体制』吉川弘文館
- (2011) 『天皇の歴史04 天皇と中世の武家』講談社
- 木下聡 (2006) 「武家官途としての左馬頭」(2011\*)『中世武家官位の研究』吉川弘文館
- 北村拓 (2005) 「鎌倉幕府征夷大將軍の補任について」今江廣道編『中世の史料と制度』続群書類従完成会
- 日下力 (1992) 「平治物語 解説」『新日本古典文学大系 保元物語 平治物語 承久記』岩波書店
- (1997) 『平治物語の成立と展開』汲古書院
- 黒板勝美 (1932) 『更訂国史の研究各説上』岩波書店
- 五味文彦 (1984) 『院政期社会の研究』山川出版社
- (1987) 『平家物語 史と説話』平凡社選書
- 坂本太郎 (1989) 『坂本太郎著作集⑤ 修史と史学』吉川弘文館
- 佐藤健太郎 (2004) 「平安前期の左右馬寮に関する一考察」『ヒストリア』189
- 佐藤進一 (1971) 『増訂 鎌倉幕府守護制度の研究』東京大学出版会
- 白根靖大 (1994) 「院政と昇殿制——院政系列の秩序体系の形成——」羽下徳彦編『中世の政治と宗教』吉川弘文館
- 下向井龍彦 (1986) 「(大会報告批判)「元木泰雄報告『院政期政治史の構造と展開—武門の棟梁論の再検討—』を聞いて」『日本史研究』285
- (1998) 「書評 元木泰雄著『武士の成立』」『日本史研究』434
- 下郡剛 (1999) 『後白河院政の研究』吉川弘文館
- 高橋典幸 (2002) 「武士にとっての天皇」『岩波講座 天皇と王権を考える⑩』
- 高橋昌明 (1984) 『清盛以前』平凡社選書 (2011\*)『増補改訂 清盛以前』平凡社ライブラリー
- (2007) 『平清盛 福原の夢』講談社選書メチエ
- 竹内理三 (1962) 「院政と平氏政権」『岩波講座日本歴史 中世1』(1999\*)『竹内理三著作集⑥』角川書店
- (1965) 『武士の登場』(中央公論社『日本の歴史⑥』)(2004\*)中公文庫
- (1978) 「平将門の乱と関東武士」(1999\*)『竹内理三著作集⑤』角川書店
- (2007) 『日本の歴史別巻対談・総索引』中公文庫
- 田中稔 (1976) 「院政と治承・寿永の乱」『岩波講座日本歴史 古代4』

- (1991\*) 『鎌倉幕府御家人制度の研究』 吉川弘文館
- 遅塚忠躬 (2010) 『史学概論』 東京大学出版会
- 野口実 (1995) 「書評 元木泰雄『武士の成立』」 『歴史学研究』 673
- 早川厚一 (2007) 「『平治物語』成立論の検証——『保元物語』『平治物語』『愚管抄』との関係について——」 『名古屋学院大学論集（言語・文化編）19.No1』
- (2012) 「『保元物語』『平治物語』合戦譚の検証」 『名古屋学院大学論集（言語・文化編）23.No2』
- 福田豊彦 (1995) 『東国兵乱とものふたち』 吉川弘文館
- 平泉澄 (1934・35) 「保元・平治の乱と平氏」 『岩波講座日本歴史11』
- 古澤直人 (1991) 『鎌倉幕府と中世国家』 校倉書房
- (1997) 「日本近代法史学史における『中世』」 『法制史研究』 46
- (2007) 「和田合戦と横山時兼」 『法政大学多摩論集』 23
- 星野恒 (1909) 『史学叢説』 第二集, 富山房
- 本郷和人 (2012) 『なぞとき清盛』 文春新書
- 松島周一 (1987) 「平治の乱について」 『日本歴史』 469
- (1993) 「藤原経宗について」 『愛知教育大学研究報告』 42
- 美川圭 (2006) 『院政』 中公新書
- 元木泰雄 (1986) 「院政期政治史の構造と展開」 『日本史研究』 283
- (1988) 「保元の乱における河内源氏」 『大手前女子大学論集』 22
- (1994) 『武士の成立』 吉川弘文館
- (1996) 『院政期政治史研究』 思文閣
- (2000) 『平清盛の戦い』 角川叢書 (2011b\*) 角川ソフィア文庫
- (2002a) 「源義朝論」 『古代文化』 6
- (2002b) 『日本の中世 8 院政と平氏, 鎌倉政権』 中央公論新社
- (2002c) 『日本の時代史 7 院政の展開と内乱』
- (2004) 『保元・平治の乱を読みなおす』 NHKブックス (2012b\*)  
『保元・平治の乱』 (改題) 角川ソフィア文庫
- (2011a) 『河内源氏』 中公新書
- (2012a) 『平清盛と後白河院』 角川選書
- 森田悌 (1970) 「平安前期の左右馬寮について」 『日本歴史』 271
- 安田元久 (1974) 『日本の歴史⑦ 院政と平氏』 小学館
- 吉川真司 (1998) 『律令官人制の研究』 塙書房

\* 再収, 増補あるいは文庫化などによって再版されており, 筆者がこれを把握している場合は書誌情報を載せ, \*印の該当ページで引用書を示した。

〔補論〕 保元の乱後における義朝の〈武家の棟梁化〉という論点,および保元の乱の軍事動員の性格について

本稿の主題に関連する義朝にかんする元木氏の認識の原点は1985年度の日本史研究会大会報告「院政期政治史の構造と展開」で示された諸論点で、これが現在にいたる元木氏の認識のベースになったものと思われる。本論と密接にかかわる論点なので、簡単に触れ本論を補足しておきたい。

1985年の日本史研究会大会報告で示された論点の1つは、従来の説より「武家の棟梁」の成立時期を下げ、保元の乱を契機として〈武門の棟梁が成立した〉という指摘である。元木氏の議論を以下に筆者なりに要約して示しておく。

㊥ 11世紀末～12世紀初頭の軍事貴族層（氏の定義で「京武者」）は、狭少な所領（それに依拠する武士団）を基盤として、「政治的・経済的に㊥<sub>1</sub> 荘園領主への依存を余儀なくされ」、「在地領主一般には抑圧者という役割を果たし」（元木1986,p.62）、㊥<sub>2</sub>「政治的に自立する条件は存在していなかった」（同,p.63）。源義家もいまだ武門の棟梁とはいえない（同,pp.62-63）。

㊦ 保元の乱の結果、地方武士の課題（領地・政治的地位の獲得）が中央政治への参加で解決されることが示され、「㊦<sub>1</sub>清盛・義朝と地方武士の結合は強固で継続的」になった。㊦<sub>2</sub>平治の乱で義朝が私的動員による武士により戦ったことが、こうした㊦<sub>3</sub>主従関係の変化を示す（同,p.68）。

㊧ 「このことは、従来地方武士の獲得や動員に際して常に公家・荘園領主への依存を余儀なくされていた京武者の限界を克服し、㊧<sub>1</sub>政治的自立を㊧<sub>2</sub>可能にする一つの前提が作られたことを意味する。」（同,p.68）

㊨ 「清盛・義朝の立場は従前の京武者と明瞭に区別されるのであり、その意味で両者を「武門の棟梁」と称することにしたい。」（同,pp.68-69）

以上、元木氏は、保元の乱前の軍事貴族層は荘園領主へ依存し（㊥<sub>1</sub>）、自

立の条件を有さなかったが(⊕<sub>2</sub>)、乱後、主従制の質が変化することで(⊙<sub>1</sub>, ⊙<sub>3</sub>)、政治的自立へ踏み出し(⊙<sub>1</sub>, ⊙<sub>2</sub>)、清盛と義朝は、「武門の棟梁」というべき存在となったと指摘された。ここで、義朝の(荘園領主等への)「依存」(⊕<sub>1</sub>)と(政治的)「自立」(⊕<sub>2</sub>, ⊙<sub>1</sub>)ということが、元木氏にとって、義朝の「棟梁」化のメルクマールとされていることが確認できる。

元木氏のこの報告は、本来、「権門体制論による政治史叙述の構築を目指した」(同, p.59)と主張されたものであり、その論点は多岐にわたる。この報告全体にかかわる論点・批判点については、当日の「討論と反省」(元木1986, pp.75-77)および、下向井龍彦氏による大会報告批判(下向井1986, pp.57-62)が問題点を正確に衝いていたので是非ご参照いただきたい。

しかし、元木氏はその後の『武士の成立』(1994)あるいは『院政期政治史研究』(1996)でも上記の〈保元の乱後における義朝・清盛の「武家の棟梁化」〉という主張を、義朝の「政治的自立」という面で強調しておられる(元木1994, p.181, 1996, pp.278-287)<sup>83)</sup>。その観点は、2002年の「源義朝論」でもさらに具体的に展開されているように思われる(元木2002, pp.7-8)。『武士の成立』における「武家の棟梁化」という主張に対しては、野口実氏と下向井龍彦氏による次の批判がある。

野口実氏は「一般の京武者と武家棟梁の力量の格差が歴然化したというが、やはり保元の乱の義朝・清盛の軍勢は群を抜いている。」と指摘された(野口1995, p.47)。下向井龍彦氏は「義朝・清盛は乱を契機に棟梁になったというが、乱によって、清盛・義朝と地方武士との関係にどれほどの質的变化が生じたというのだろうか」(下向井1998, p.62)と疑問を提出されている。

83) 1985年度の日本史研究会大会報告「院政期政治史の構造と展開」を著書『院政期政治史研究』におさめるにあたって、「全体に大幅に改稿」(1996, p.375)されているが、そのなかで「義朝も信頼に語られたとは言え、院・朝廷・摂関家等の権門の意向によらずに挙兵しており、その意味で政治的に自立していたと言ってよい。地方武士との結合と相まって、清盛・義朝は京武者と明確に段階を異にする武家棟梁となったと考えられる。」(下線一引用者)(1996, p.288)と、〈義朝の政治的な自立〉という記述をわざわざその増補のなかに加えられている点をも、1996年の段階で、〈義朝の自立〉という論点が元木氏のなかで明確に意識されていたことがうかがえる。

この点に関しては筆者も、公権依存型ではないところの、武士の自発的を前提とする主従制組織には時間がかかると考えており（拙著1991, p462）、かつて北条氏による南関東での御家人組織化が半世紀かけて行われたことを記した。また、その北条氏による南関東での行政面・軍事面での支配強化に抵抗して、横山時兼ら相武の御家人が和田義盛と同盟して頼朝死後の新しい幕府体制に反逆した問題も記したところである（拙稿2007, pp.18-19）。

以上主従制形成の困難さを踏まえるなら、保元の乱後の平治の乱までの3年という短期間に、義朝の主従関係の様相が変化し、地方武士を組織してその政治的利害を代表する武家棟梁に変化したとする事実認識は容易に支持しがたい見解である。ゆえに筆者は、平治の乱では（保元の乱と異なり）、「宣旨等による公的権限と無関係に彼らを動員」したとする氏の見解に同意しがたく、上述の野口実氏・下向井龍彦氏の批判を支持するものである。以下、両氏が触れられていないと思われる2点をつけ加えておきたい。

筆者がかねて抱いている疑問は、「国家権力と権門の私的武力との衝突という保元の乱の本質」（元木1996, p.285）という主張の前提をなすところの〈後白河天皇側の武士動員の理解〉である。具体的には、後白河方の軍事動員が「国家権力を十全に発動」（元木1986, p.66）したという氏の主張にかんする、①典拠の証拠力と、②古文書学的な史料操作の問題性である。

第1の典拠引用の仕方について。元木氏が1985年の報告で平治の乱の性格規定で依拠された上横手雅敬氏は、「後白河天皇方は、国家権力の掌握者として、ひろく武士を組織することができた」と記述され、保元の乱の軍事動員が国家権力による動員であるとも読み取れる指摘を確かにされていたが（上横手1981, p.175）、具体的な義朝勢の内容については、「親と弟たちを棄てて独立した義朝が、坂東で組織した武士を伴って後白河方に加った」（同, p.176）、あるいは、「嫡子義朝だけが板東武者を自らの下に組織し」（同, p.182）とも注意深く指摘されていた。

平治の乱との間に段階差をみて、保元の乱については国家権力による軍事動員を強調する元木氏の立場からは、上横手説を典拠とする場合、最低限この点への言及が必要であったと考えられる。

より重要な第2の疑点は、指揮命令系統にかんする古文書学事実が元木氏の議論と矛盾する点である。国家権力を背景として軍事動員と考えるならば、下野守義朝がもっとも組織しやすく動員力をもつと想定されるのは、管国下野国の武士であったと考えられるが、現実には義朝軍には下野国の武士がほとんどみえないのである。

『保元物語（半井本）』では「下野国ニハ八田四郎，足利太郎」の2名を挙げている（新大系本，p.42）。この足利太郎は、保元の乱には百騎を率いて独立して参加した足利義康を指すと思われるので、義朝麾下の下野の武士はわずかに八田四郎のみとなる。『保元物語（金刀比羅本）』では、「八田四郎」のみ記し（大系本，p.95），異本（京都大学附属図書館蔵本）では、八田四郎も「上野国ニハ」として載せている（大系本，p.95頭注参照）。

保元の乱後、「下野国」を宛所とし義朝に対して謀反人為義搜索を命じた保元元年7月11日の官宣旨（右弁官下文）が『兵範記』同日条に残されている。「警固」を諸国に命じた他の官宣旨と考え合わせるならば、保元の乱にかかわる軍事関係命令が、国および国守を経由したことが確認できる。

それゆえ、もし国家権力の十全な発動で軍勢催促がなされたと仮定するならば、その命令も国および国守系統によったものと推考されるのだが、義朝による下野武士の動員は他の諸国（とくに相模国と武蔵国）に比べて、圧倒的に少ないのである。下野国の武士は、おそらく下野に地盤を有する足利義康に組織されたのであって、義朝は、それ以前の歴史の中で基盤を有した南関東を中心とした武士動員をしたものと考えられる。

保元の乱の時の動員が「国家権力を十全に発動」したもので、平治の乱の時は義朝の「私的動員」による（☺）という段階差の指摘は、この点からみて支持しがたいものである。（なお、参考文献・注番号は本論と共有した）

## A Study of the Formation of the Motives Behind the Yoshitomo Minamoto (源義朝) Rebellion in the Heiji Disturbance

Naoto FURUSAWA

### 《Abstract》

The accepted theory about the Heiji Disturbance has been rejected time and again since the 1980s, especially in 2004 and afterwards by Mr. Yasuo Motoki. The first aim of this monograph is to test Mr. Yasuo Motoki's theory. The second is to investigate the formation of the motives behind the Yoshitomo Rebellion in the Heiji Disturbance.

(1) As a result of verifying and evaluating the historical context, the Motoki theory proved to be mistaken. The prize to Yoshitomo should be estimated as being "too small" .

(2) The account in "Gukansyo (愚管抄)" of Yoshitomo is reliable, and when we consider Yoshitomo's rebellion, we should think of the problem between Yoshitomo and Kiyomori (清盛) not as being between individuals but rather as a problem between <families>, and must fully respect "Gukansyo" .

(3) Speaking of the marriage issue between the Yoshitomo family, the Kiyomori family and the Sinzei (信西) family, Yoshitomo proposed to the 3rd son of the Sinzei family, but was rejected by Sinzei. After that, Yoshitomo was immediately confronted with a marriage between the Sinzei and Kiyomori families. This incident damaged Yoshitomo's self-respect and this is presumed to have greatly increased Yoshitomo's hostility towards both Sinzei and Kiyomori.

(4) Although there had been clear differences between the Yoshitomo and Kiyomori families before the Hougen Disturbance, these differences spread steadily after the Hougen Disturbance in spite of Yoshitomo's acts of courage. It is presumed that Yoshitomo held the view that the situation

with regard to the Kiyomori family could not be recovered through the usual means.